

(第一類 第八号)

第一回國會 衆議院 決算委員會會議錄 第十二号

昭和二十二年九月二十五日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事 竹谷源太郎君

片島 港君

高津 正道君

戸叶 里子君

中曾根康弘君

松本 一郎君

富澤 靖君

出席國務大臣

國務大臣 齋藤 隆夫君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

總理廳事務官 前田 克巳君

行政調査部 淺井 清君

公務員部長

九月二十三日

商工省營業課を營業部に昇格の請願(早稲田柳石門君紹介)(第六九三號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

國家公務員法案(内閣提出)(第五四號)

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案(内閣提出)(第五八號)

決算委員會、勞働委員會、財政及び金融委員會連合審査會開會の件

○竹山委員長 これより會議を開きます。

國家公務員法及びほか一件について

第一類第十八号 決算委員會會議錄

第十二号

昭和二十二年九月二十五日

は、十九日に齋藤國務大臣及び法制局長官より政府提案理由の説明を承りまして、引續いて本日からの審査に當りたいと考えます。非常に關係する部分が廣汎であります。特に勞働委員會の方よりは連合審査の希望の申出もありますので、本日は總括的に本委員會において御審議を願ひ、明日勞働委員會との連合審査を十時より開きたいと思ひますが、御異議がなければさうに決定をいたしたいと思います。

なおこれは決定的なものではありませんが、財政、金融の委員會との關連は、まだ財政金融の委員長と正式に話合ひをしておりませぬので、後刻話合ひの結果あるいは同時に連合審査をお願いする方が適當であるかもしれぬと思ひますので、これもあらかじめお含みおきを願つて御了承願ひます。

なお本法案の中には附則において臨時人事委員會を十月一日より設置することに政府原案がなつておるのであります。これはさきわめて廣汎かつ重大な法律で付託以來各政黨とも極力御審議をいたしておたのであります。影響するところさきわめて重大な法律でありますだけに、十分な審議をいたさなければならぬのであります。政府原案によりますれば、十月一日より臨時人事委員會をおくことになること、この法案の審議にはまだ拘束を感じるのであります。もちろん本委員會において皆さんの御趣旨によつて修正をし得るわけでありまして一應かような政府原案を出された政府の準備その他

に關連をして、政府の意向を一應伺つて、われわれの審査の心得をいたしておきたいと考えます。この點について政府の見解をあらかじめ伺つておきたいと思ひます。

○佐藤連合政府委員 本案はごらんの通りの暫期的の改革案でありまして、しかもその實現は一日も早くなされねばならぬ性質のものでございます。従いまして本件の附則におきましては、本件の實施の準備をいたします役所をして臨時人事委員會を設けて、その臨時人事委員會を設けるのは十月一日からという形で規定いたしておるわけでありまして、その趣旨は、ただいま申しましたような、根本の考えからいたしまして一日も早く施行に着手したいという氣持からかようなことになっておるのであります。従いまして政府といたしましては、その氣持で十月一日ということにいたしておるのであります。時の關係もよほど切迫いたしておるわけでありまして、實際上不可能なことをお願いするわけにいかないというように考へてゐる次第でございます。

○竹山委員長 それではこれより質疑に入りたいと思ひます。片島君。

○片島委員 政府案の發表が私たちが考へてゐるよりも遅かつたためにこの法案の内容を十分に研究審議することができなかったものであります。私たちがの方では黨といたしまして政務調査會で特別委員會をつつて、二箇月以前から案を審議しておつたわけでありまして、その骨子となりますものは、憲法第

四十一條に國會は國權の最高機關であるといふこと、並びに憲法第十五條に「公務員を選定し及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。」といふようなことを骨子としたしまして、日本の官僚制の特殊な性格、すなわち明治の方育成されたたつた傳統的な官僚制の特權的な地位と、特權的な體系を一回民主的に打破することとが先決問題であるといふふうに考へまして、いろいろ案を進めておつたのであります。政府案が提出になりましたので、内容を研究いたしてみますと、

職官制、すなわちスボイルズ、システム的人事行政の公正と、能率化を要望するといふことの目的が非常に強く現れてゐるようでありまして、まだわが國の官僚制といふものは非常に根強く温存をせられてゐるのであります。この法案をこのまま、すなわち人事院の權限と性格といつたようなものを、そのままではめるとするならば、かえつてこの官僚制の特權的な地位をますます強化してゐるのではないかと私たちがはかされてゐるのであります。こゝなつては新憲法によつてわれわれが期待をした、官僚制の民主化といふことは相反する結果にもなるかといふふうに考へております。私たちは公務員法案の中心をなすところの人事院制度といつたようなものについて、大まかに次のような修正意見をもちつてゐるのであります。この委員會で發表いたしまして、委員各位の御了承も得たいと思へてゐるのであります。

その一つは、人事院というのが政府からあまりにも超然としていて、政府と別格みたいな性格をもつてゐるよう考へるのであります。私たちの考へでは、この人事院が非常に民主的に運営せられるといふことは政府の方からも説明があつたのでありますけれども、むしろ機構そのものから根本的に變へまして、内閣總理大臣の所管のもとに、人事委員會といつたようなものを置きまして、政府案によるところの第三條の人事院の權限を、この人事委員會にもたして、さうして人事委員會の事務機關として、人事局といつたようなものを内閣に設ける。人事委員會の權限は、政府案の第三條の人事院の權限のほかに、試験によらないところの一定職階以上の公務員の任用、第三十七條の第二項による昇任の場合の選考の官職といふようなものを含めるのであります。同時にこゝに職階の高いところの人事について、試験を用いない場合における任用についての選考をも、人事委員會において行ひ、また人事委員會規則を制定、改廢する。もちろん内閣總理大臣の承認のもとに制定、改廢する權限を加えたと思へるのであります。

人事委員會の構成であります。これを民主的に民主化するためには、あまりにも少数ではよくない悪いのであります。これを五人程度にしまして、またこの構成についても、單に内閣で適當に人選をして、兩院の承認を得るというだけでなく、構成そのものを法

第一類第十八号 決算委員會會議錄

律によつて一應きめておつたらしいのではないかと考へるのであります。案をいたして考へておられますのは、内閣官房長官、これは一名であります。それから學識経験者から二名、それから現に十年以上一級官、これは現在の制度における一級官以上の官吏の地位にある者、あるいは退職した者でも過去十年以上官吏であつて、退職の際一級官以上の地位にあつた者、こういう要するに高級官僚である者、あるいは高級の官僚であつた者の中から一名、今一つさらにこの委員会を民主化するため、官公廳の下部職員、たとえば三級官以下の地位にある、しかも相當永年勤続をしてゐるといつたような優秀な人から一名を選ぶ、會計五名くらいにしたらいかかなのであらうかと考へてゐるわけでありませう。

次にこの委員会の任期は、政府案による人事官と同じように、六年程度にいたしまして、ただ内閣官房長官はその在任期間ということにしたならばいいのではないかと。人事委員会の委員に權威をあらしめるために、政府案にいう人事官と同様に天皇が認證をする。そういうしまして人事局は人事委員の事務機關として設けることになつたのであります。この考へ方からいいますならば、政府案にいう人事官及び事務局長は置かないということになるのであります。人事局長は一般職といたしまして人事委員の監事となり、また人事主任官會議の議長となるというふうにいたして、各省との連絡及び人事委員會とのつながりを十分にするようにしたいのではないかと考へるのであります。さらに、前に私の方ではすでに發表もいたしましたので

ありますが、政府案によりますると、自由任用の制度がないようでありませう。もちろん試験によらないで選考によるという任用もありませんが、私たちが考へております自由任用というのは、民間のエキスパートを登用するため、相當上の方、たとえば局長、課長級のところに民間のエキスパートをどしどし登用するということが、官僚制の民主化のために非常に役立つのみならず、また官廳の能率を上げる上においても非常にいいことであるかと考へてゐるのであります。従つてこの相當上の一定の階級以上につきましても、政府案にいう第三十七條第二項による選考の官職、そういうものについては新たに民間から自由任用を認める。但しこれは申し上げました人事委員會の選考によつて内閣において任命をするこのような案を考へておるわけでありませう。これについて政府側の御意見も承り、また各委員の御意見も承ることができれば結構と思ひます。が、この根本的な問題はいろいろ小ざい條文についてはあるのであります。が、今度の公務員法案の根幹をなすところの問題については、まず御審議をお願いいたしましたら幸いと考へるのであります。

○佐藤(達)政府委員 いろいろ御所見を拜聴したのでありますが、これに對しまする政府側の考へを申します。か、むしろこの法律案につきまして政府が考へておる根本の立場というものを申し上げて、御了解をお願いしたいと存する次第であります。ただいま最初にスポイルズ・システムからの用語というものを非常に主眼にしているようにみえるというお話がございましたが、

實はその面も一つの要素に確かになつております。しかしながら、われわれのこの立案の根本の態度と申しますのは、單刀直入に申し上げますと、非常に卑近なたとへでございませうけれども、この公務員というものは一體いかなる内閣のもとにおいてでもその使用する内閣の機械にたとへますと、その運轉するところに従つて活動すべきもので、この機械が圓滑に動きまゐるためには、これを構成してありますいわゆる部分品と申しますか、一人々々の役人はこの部分品にあたるとたとへて申し上げてよろうと思ひます。その一つ一つの部分品は完全な規格品でなければならぬ。規格に合つたものでなければ動きがうまく動かない。その一つ一つが完全な規格品であると同時に、これらの部分品同士が相互に齒車のやうに、うまくかみ合つて圓滑な活動のできるやうな仕組になつておらなければならぬ。言い換へますならば、公務員に對しまして高度の技術性と専門性というものをひとつ要求して、それを實現していきたいというのが、その本来のねらいであります。従つて高度の技術性、専門性というものをねら

いとしていきますに伴ひまして、先ほど觸れましたやうに、だれが、どの内閣がその使用の側に立つても、ある内閣の場合には動かしやすい、ある内閣の場合には動かしにくいやうなことがあつては、本来の精神に反しますから、そういうことがないやうに、しかもこの機械であるところの公務員は、そういう事柄にはわき目もふらずに、しかも安定した組織のもとに、これに安んじて職務に専心するやうなうなことでなければならぬという根本

の趣旨のもとに、この法案が組立てられてゐるわけでありませう。これは一口に申しますと、公務員の科學性と合理性、中立性というやうなことに、これはとつきの言葉で、完全なことではあ

りませんが、大體そういうことが一つの要點になつてゐると思ふのであります。従ひまして、たとえばこの人事の中樞機關でありますところの、人事院というやうなものの組織の仕方につきましても、この法律案ではさうな見地からでき上つてゐるわけでありませう。たとえば前にも御説明申しましたやうに、人事官になる人の資格要件というやうなもの、相當積極的に規定を設けてゐることも等しいものでありと思ひます。また、今申しましたやうな觀點から、人事管理というものは非常に科學的な仕事になつてまいりますので、政治的というよりも實務的なもので、政治的というよりも實務的なもので、人事院という中央機構が組立てられなければならぬということも出てくるわけでありませう。しかしながらすべての公務員關係の行政というものは民主的でなければならぬことが一番大きな要請でございますから、この人事院の機構を民主的ならしめることに重點をおきまして、たとえば人事官の任命につきても、内閣が特に國會兩院の同意を得て任命をするというやうな形にいたしておるわけでありませう。先ほど五人というやうなお話、あるいはまた轉成員として例示されましたやうな御案も、確にこれは傾聴に値する御案であらうと思ひますけれども、しかしわれわれの考へ方から申しますと、今のやうな大筋から申しますと、極力少数の人が、高い識見のもとではあるが、實務的にこれをやつてい

ただきたいというやうな形をとりまして、人數を三人といたしました次第であります。それからまた、この委員であるべき人も、他に本職をもつておられないやうな、専心人事院の仕事に打ちこみ得るやうな人というやうなわけで、この組織を設けておるわけでありませう。それから人材の登用に遺憾なきを期するために、いわゆる自由任用として選考制度のもとに適材を登用する道を考へておらないかというお話でありませう。この點に關しましては、實はこの法案におきましても、大體結論は同じ結論になり得るやうな構えになつておると考へておる次第であります。たいへん不十分であります。一應お答え申し上げます。

○中曾根委員 一つ／＼質疑いたしたいと思ひます。大體本案の構想をいたしましては、アメリカ流の官吏であることを重んじて、靈動的な、また妥當な構想であると見ておりますが、文章の一つ／＼についてはかなりの疑點もあつたので、これから質問いたしたいと思ひます。まず第一は、第一條には「國家公務員には、國會議員を含まない。」という言葉がございます。地方議會の議員は當然含まないかと解するが、それはどうですか。○佐藤(達)政府委員 地方議會の議員、それから地方團體の職員も同様であります。これは公共團體の職員と考へておられて、國家の公務員とは考へておりませんので、最初から頭においておらぬというふうに申し上げてよろしからうと思ひます。

○中曾根委員 第二に、第二條の特別職でありますが、公安廳長官というより、これは警察を握つておるので、非常に時流に對して敏感に動いておるものだろうと思ひますが、これが一般職にはいつておるものかどうか、理由でありますか、伺いたい。

○佐藤(達)政府委員 御指摘のような例は他にも相當ございます。本法において特別職にあがつておりますものは、大體政策決定と申しますか、いわゆる政務官にあたるようなものをあげておるわけでありまして、公安廳の總裁というようなものが、この面に照らし出しました場合においては、これはやはり政策決定機關の統轄のもとにおいて働く、むしろ實務的な性格の方が濃厚であらうと考へられるわけでありまして、さうなわけで特別職として、はあ

げなかつた次第であります。

○中曾根委員 そうしますと、法律の委任を受けられる、法律の下位にある一つの規範という意味でございませうか。

○佐藤(達)政府委員 法律によつて認められた法律より下位のものとございませう。仰せの通りでございませう。

○中曾根委員 第十三條その他に現われておると思うのでありますが、人事院規則に委任する範圍が、かなり庫況にわたつておるのではないかと考へるのであります。たとえばここに書いてございませう、第一項に「人事院規則の定めるところにより、地方の事務所を置くことができる」とあるのは、そのほか大分ありますが、この點に關して政府の御見解を承りたい。具體的な條文をあげますとかなりありますが、たとえば二條、十三條、三十三條、三

十六條、四十二條、四十四條、七十四條などを私は感じております。

○佐藤(達)政府委員 この法律案につきましても、ただいまおあげになつたように、人事院規則云々という言葉は、實に目ざわりなほどたくさん出ておりますことは、私もその感じの上において御同意に存じますが、これは一つの理由がございまして、要するに先ほど申しましたような趣旨から申しまして、この人事院規則で定められる實態はどういうことかと考へてみますと、大體技術的な事務であるわけでありませう。それからもう一つは、法律でくぎづけにするに適しない事務が實態として考へられるのであります。そこで非常によく御説明するまでもありませんけれども、人事院規則で定められるものとして、法律に書いてありますものは、他の

の觀點からみますと、これは特に法律で人事院規則の定めるところにより、という文字を書かなぐても、法律の執行のために必要なる規則として、政令が何かほかの規則で當然書き得る事項が、ほとんど大部分であります。なぜ「人事院規則の定めるところにより」という言葉を入れたかという一つの理由は、この法律の執行規則に嚴として政令で定められないで、人事院規則で定めるものである、政令によらないで、人事院規則で定めるのだという面に意味がむしろあるといふふうに申し上げ得るのであります。なぜ政令をそんなに排除するのかということは、最初に前同提案理由の説明の際にもふれましたところであり、先ほどまた申し述べたところでありまして、比較的合理的な人事管理を意圖するわけでありませう。

○佐藤(達)政府委員 この法律の施行上の細則は、先ほど申しましたその方面の有識者をもつて組織せられておる人事院に任ずることが適當である。それからまた先ほどの問題にふれるのであります。中立性という見地からいたしまして、規則そのものも中立性を確保しなければならぬ。それを確保する上からいたしまして、中正なる構成をもつております人事院が、その規則をつくるのが適當であらうというのが、根本の考へ方になつておる次第であります。

○中曾根委員 今の御答辭であります。今までの日本の官僚制度の大きなキー・ポイントはどこにあつたかといふと、私は試験制度というものに多分にあつたと思ひます。その試験の制度によつて任用が行われている。そういうことから見ますと、たとえば試験科目の選擇であるとか、あるいはこれをきめる方法であるとか、あるいは任用の基準に關することであるとか、これはぜひとも國會の法律でもつてきめるべきものでないかと思ひますが、御意見はいかがですか。

○佐藤(達)政府委員 今もつとも存じます。この法案によります試験は、結局職務制度に對照することになるのであります。職務によつて非常に細かく精密に分類されることになるのであります。分類されましたおの／＼の種類の官職ごとに、特有の試験科目が結局設けられて、試験も別々に行われることになるわけでありませう。結局その科目はただいまの高等試験令あるいは普通試験令に書いてあるような、全面的にすべての官職に通じての科目といふことにはならないわけでありませう。従いまして職務の分類を緊密な連絡をとつて、よほど技術的に考へなければならぬ性質のものになつておりますので、これは本法に直接規定いたしておりませう。但しこの試験を行うに ついての主眼、原則は本法で直接取上げられまして、これはその官職の實務に適應したものでなければならぬといふ指導精神をこの法律ではつきりうたつておる次第であります。

○中曾根委員 第十八條に給與の支拂を監視するところがありますが、それと會計検査院と人事院との關係はどういうふうになりますか。

○佐藤(達)政府委員 會計検査院の方の仕事の主眼點は、申し上げるまでもなく、違法の經理はないか、會計經理の表から違法の面がないかといふことを主眼として検査が行われるわけでありませう。この人事院の十八條に書いてある監視はこれはむしろ人事行政を適正ならしめるという建前から、支拂を監視することになりますので、おの／＼の主眼點と申しまするか、立場を異にした仕事になると存じます。

○中曾根委員 そうしますと、會計經理面に關しては、監視はやらぬのでございませうか。

○佐藤(達)政府委員 實際上給與の支拂を具體的に見ております場合には會計經理の誤りにも気がつく場合も確かにございませう。その場合におきましては、會計検査院に移して適當の處置をとることに相なると存じます。

○佐藤(達)政府委員 われ／＼も、國費の關係その他がもしも許し得ますならば中央にこの職員のリつばな訓練機構を設けたいという事は、かね／＼念願しているところでございます。それから監察制度の方の問題は、御承知のように、ただいまとりあえずの措置をいたしまして、行政監察委員會で大きいやつていくわけでございます。またその成果いかんによりましては、あるいはこれを人事院に移して、人事院でやつてもらうということにならうかと考えております。

○中會根委員 その成果いかんによつてやられるのも結構ですがどうしても私は中央並びに地方に、民間人によつて官吏の業績をコントロールする機關が必要だろと思ひが、その點に關して御意見をひとつ……。

○佐藤(達)政府委員 先ほど由ました行政監察委員會というものが發足したばかりでございますので、この豫算の状況を見まして、ただいまお示しのようなお考えをも取入れて立派なものをつつ考えていきたいと存じております。

○中會根委員 官吏の身分保障の點でございすが、たとえば懲戒免官になるとか、そういう場合に、免官にならない前にその説明書をもらつて、免官にならない前に自分の立場を辯明して、地位をつながしておいてもらう、そういう意味でこれは規定されてゐるのであります。それとも免官になつてしまつて職を離れてから自分の立場を辯明するという方法でございすが、その點をひとつ……。

○佐藤(達)政府委員 これは職員令なら辭令を渡しますときに、同時にその説明書を渡すというふうなことに

なりす。

○中會根委員 そうしますと、説明書をもつて言ひ渡されたときに、地位は喪失するわけであります。

○佐藤(達)政府委員 さようなことになりす。

○中會根委員 そうしますと、どうも地位が不安定なような氣持がするのですが、説明書をもらつてから一定期間というものは、たとえば休職とか何とかいう形で身分をつながしておいた方がよいのではないかと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 これは考え方でもございますけれども、地位は一應不安定のように見えますけれども、この法律におきまして結局審査の請求というものを認めており、そして人事院がこれを慎重に審査いたしまして適當の處置をとるといふ、そのうしろの一つの保障がございす。従ひまして、この處分權をもつてゐるいわゆる任免職者の方から申しまして、うしろにそういうものがあるといふことを念頭におきつつこれをやらなければならぬといふことになりす。

○中會根委員 保障の問題ですが、恩給などに關しまして、現在のようないういふインフレが襲來してくると、今までもらつたような恩給ではとても後の安定を期せられないといふ事態が方々に見受けられておりますが、こ

う特別な事態を豫期して、たとえばこ

ういふ場合にはスライド制をとるとか、

そういうふうな用意をするお考えはございせんか。

○佐藤(達)政府委員 恩給の問題は、現在においてすら、御指摘のように相當考慮されなければならぬ問題である

と存じますが、本法案におきましては、

これを全面的に刷新していこう、新しい制度を立て直そうという意氣込みで、恩給に關する條文をおいてゐるわけでありす。従ひましてこの法案の問題をいたしましては、恩給制度はさ

やうな心構えをもつて人事院が早速その調査研究立案に着手しなければなら

ないといふ形にしておりまして、人事院の研究に大いに期待するといふこと

に相なつてゐる次第であります。

○中會根委員 第一條の條文を讀んでみますと、はなはだ難解であつて、一般國民にはわからないような感じがいたすのであります。譯文吳が濃厚であつて、第一條としてはどうも適當でないと思ひますが、もつと簡明にわかりやすいように書き直す必要はありま

せんか。

○佐藤(達)政府委員 文章の上手下手の問題と申しますが、その感じの問題は、これはむづかしい問題でございまして、見るお方／＼によりましていろいろなお感じをおもちになるのはやむを得ないと思ひますが、われ／＼とい

たしましては、そう大して大威張りで

いふところまではまいりませんけれども、これではよいのではあるまいかと

いふように考えてゐる次第であります。

○受田委員 まとめて御質問したいと思ひます。順を逐うてお答え願ひたいと思ひます。

第一が、この國家公務員法案に對して全般の規定がどうも拘束的な法規のやうな感じがする。もう少し積極的な身分を保障し、保護するやうな規定を設ける必要がないか。特に勞働組合の立場を十分尊重して、その意見を取上げるやうな規定を設ける必要がない

か。一例をあげるならば、保障の條項に、八十五條に勤務條件に關する行政措置の要求の項があるものであります。が、これに對して、要求することができるといふやうな非常に微温的な規定をあげてゐる。もつとこれを積極的に保護するやうな規定を設けてはどうか。この點何だか勞働組合運動の進展を驚くやうな感じがいたさないとも限らない。八十九條の審査請求の期間のごときも、三十日などというところは、うもあまり短過ぎる、もつと餘裕をもたせて、少くとも六十日以内ぐらいに延期する必要はないか。また今の公務員に對する補償制度の制定がされるのであるが、これについて現に團體協約、勞働協約において、結核を公務員病とちやんと見てゐるのであるから、これなども十分考慮していただきたい、こ

ういふふうに考えます。

さらに服務の條項において、第一條でありますが、職員は云々、この條項で政治的行動の制限をしてゐるのであります。これはこれほどにも民主化されてゐる時代において、何ら制限を加へべきものでない、削除すべきものであると考へます。また恩給の問題ですが、これは全廢をして、少くとも退職手當とか社會保險制度の確立をやつて老後の生活を保障する途を講ずべきであると思ひます。

〔委員長退席、竹谷委員長代理著席〕

なお分限の項へ戻つてお伺ひしますが、本人の意に反する休職、この場合一律に俸給の三分の一として規定されてあります。これは七十九條ですが、休職の期間中俸給の一部を受けると改め

てはどうか。事情によつては、俸給の全額に近いものも支給できるやうな途

か。一例をあげるならば、保障の條項に、八十五條に勤務條件に關する行政措置の要求の項があるものであります。が、これに對して、要求することができるといふやうな非常に微温的な規定をあげてゐる。もつとこれを積極的に保護するやうな規定を設けてはどうか。この點何だか勞働組合運動の進展を驚くやうな感じがいたさないとも限らない。八十九條の審査請求の期間のごときも、三十日などというところは、うもあまり短過ぎる、もつと餘裕をもたせて、少くとも六十日以内ぐらいに延期する必要はないか。また今の公務員に對する補償制度の制定がされるのであるが、これについて現に團體協約、勞働協約において、結核を公務員病とちやんと見てゐるのであるから、これなども十分考慮していただきたい、こ

ういふふうに考えます。

さらに服務の條項において、第一條でありますが、職員は云々、この條項で政治的行動の制限をしてゐるのであります。これはこれほどにも民主化されてゐる時代において、何ら制限を加へべきものでない、削除すべきものであると考へます。また恩給の問題ですが、これは全廢をして、少くとも退職手當とか社會保險制度の確立をやつて老後の生活を保障する途を講ずべきであると思ひます。

〔委員長退席、竹谷委員長代理著席〕

なお分限の項へ戻つてお伺ひしますが、本人の意に反する休職、この場合一律に俸給の三分の一として規定されてあります。これは七十九條ですが、休職の期間中俸給の一部を受けると改め

てはどうか。事情によつては、俸給の全額に近いものも支給できるやうな途

か。一例をあげるならば、保障の條項に、八十五條に勤務條件に關する行政措置の要求の項があるものであります。が、これに對して、要求することができるといふやうな非常に微温的な規定をあげてゐる。もつとこれを積極的に保護するやうな規定を設けてはどうか。この點何だか勞働組合運動の進展を驚くやうな感じがいたさないとも限らない。八十九條の審査請求の期間のごときも、三十日などというところは、うもあまり短過ぎる、もつと餘裕をもたせて、少くとも六十日以内ぐらいに延期する必要はないか。また今の公務員に對する補償制度の制定がされるのであるが、これについて現に團體協約、勞働協約において、結核を公務員病とちやんと見てゐるのであるから、これなども十分考慮していただきたい、こ

ういふふうに考えます。

さらに服務の條項において、第一條でありますが、職員は云々、この條項で政治的行動の制限をしてゐるのであります。これはこれほどにも民主化されてゐる時代において、何ら制限を加へべきものでない、削除すべきものであると考へます。また恩給の問題ですが、これは全廢をして、少くとも退職手當とか社會保險制度の確立をやつて老後の生活を保障する途を講ずべきであると思ひます。

〔委員長退席、竹谷委員長代理著席〕

なお分限の項へ戻つてお伺ひしますが、本人の意に反する休職、この場合一律に俸給の三分の一として規定されてあります。これは七十九條ですが、休職の期間中俸給の一部を受けると改め

てはどうか。事情によつては、俸給の全額に近いものも支給できるやうな途

か。一例をあげるならば、保障の條項に、八十五條に勤務條件に關する行政措置の要求の項があるものであります。が、これに對して、要求することができるといふやうな非常に微温的な規定をあげてゐる。もつとこれを積極的に保護するやうな規定を設けてはどうか。この點何だか勞働組合運動の進展を驚くやうな感じがいたさないとも限らない。八十九條の審査請求の期間のごときも、三十日などというところは、うもあまり短過ぎる、もつと餘裕をもたせて、少くとも六十日以内ぐらいに延期する必要はないか。また今の公務員に對する補償制度の制定がされるのであるが、これについて現に團體協約、勞働協約において、結核を公務員病とちやんと見てゐるのであるから、これなども十分考慮していただきたい、こ

ういふふうに考えます。

さらに服務の條項において、第一條でありますが、職員は云々、この條項で政治的行動の制限をしてゐるのであります。これはこれほどにも民主化されてゐる時代において、何ら制限を加へべきものでない、削除すべきものであると考へます。また恩給の問題ですが、これは全廢をして、少くとも退職手當とか社會保險制度の確立をやつて老後の生活を保障する途を講ずべきであると思ひます。

〔委員長退席、竹谷委員長代理著席〕

なお分限の項へ戻つてお伺ひしますが、本人の意に反する休職、この場合一律に俸給の三分の一として規定されてあります。これは七十九條ですが、休職の期間中俸給の一部を受けると改め

てはどうか。事情によつては、俸給の全額に近いものも支給できるやうな途

を講じておくべきではないか。この點
きちんと三分の一と定めるといふ點に
おいて、その融通性を缺くおそれがあ
ると思ふのであります。また八十條の
規定ですが、これは第三號です。豫算
の減少によりといふ項があるのです
が、こゝなると豫算がないといふよう
な建前で、とかく首をいたすに切り
たがる傾向が起つて、身分保障など
まことに心細くなるというやうな感
じがするのであります。これは一應削
してはどうか。こゝういふやうに考
へるのであります。また八十條の四
號の規定、職階制による官職の云々、この規
定を決定する際には、勢動組合に相
談をするといふやうな方法にしては
どうか、こゝういふやうに考えま
す。

大題目の質問の第二項として、附則
の意見であります。これを見ますと
臨時人事委員の任命は特別なこの規
定でやるやうになつておりますが、こ
れについて臨時人事委員といふものは、
人事官と同様な立場をとるものであり
ますから、そのスタートであるから、少
くとも人事官の任命と同様の方法によ
るべきであつて、例の附則の第二條の
規定による任命は、兩議院の同意を得
てを以て、兩議院の同意を得ないで
済むやうな規定でどん／＼やつてしま
うといふことは實に危険である。殊に
人事院の設置までのきわめて重大なる
業務を擔當するものをこゝういふやう
な規定で任命するといふことを、特に
考えなければならぬと思ふのであり
ます。この點最初の第一大項目の御質
問とその内容について、順を遡うた御
答辭、さらに第二の附則による例の規
定の修正の考えをもつておられないか
の御意見を伺いたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 勢動組合との關
係のことを最初にお觸れになつたので
ありますが、もちろん申し上げるまで
ありませんが、この法律案がその完
全なる成果を發揮するためには、官廳
内部に設けられております勢動組合の
健全なる活動といふものが加つて、
これがいつばな成果をもたらす得るも
のと考へるのであります。しかしなが
らこの法案の建前といたしましては、
組合の問題は正面から取上げておりま
せん。これは組合の法制その他の勢動
關係の法制の部面の事柄として、しか
もその運営等においてはたゞいま申し
ましたやうな根本の趣旨からいたしま
して、今までのやうな形で法制化され
ない實際の形において運営していき
たいといふやうな頭でいるわけであり
ます。たとへば身分の保障その他先ほ
どちよつとお觸れになりました職階制の
場合などに、組合に相談したらどうか
といふやうな事柄についても、法制の
表からは取上げておりません。申すま
でもなく、この法制としては一應全國
民の奉仕者としての立場における公務
員を取上げております。従つて身分保
障の關係にせよ、すべての取扱ひとい
うものは、全國民の前に出して恥しく
ない公正なる形でなければならぬとい
ふ建前で一貫しているわけでありま
す。ですから第八十五條の關係で要求
することができるといふ言葉について
のお話がございましたが、これはさう
いうりつばな機能をもつていてとい
ふことをできるという言葉で現れたの
でございまして、御趣旨とさう變つて
いるものとは考へておりません。それ
から請求の關係の三十日云々というこ
とがございましたが、これは事柄の確

定を一日も早くいたしますことが第一
の要諦でありまして、これは早くやり
ませんとほかの方の既成事實というも
のが、固まりますと、すべての審査の
結果の處置がやりにくいことになりま
すから、これは早い方が本人の得にな
るといふことで三十日にしておる次第
でございまして、
それから公務傷病の關係で具體的の
問題についてお取上げになりましたが
これはこの制度を布くときの問題で
ございまして、別にこの法律上の問題
ではないと思ひますから、お説はよく
拜聴いたしまして將來の參考にしたい
と考へる次第であります。

それから服務規律の關係の第一一條
の問題であります。これは政治的活
動の制限の關係であります。これも本
日一番最初に私がちよつと申しました
やうな考へ方が根本になつておるの
であります。公務員である以上は全體の
奉仕者としてわき目もふらずに専心仕
事をすべきであるといふ建前からいた
しまして、一應かやうな制限を必要と
するといふやうに考へる次第でありま
す。

それから恩給關係の事柄は先ほども
ちよつとお答へいたしました。これ
はいろいろ考へ方があると思ひま
す。その意味で人事院がこゝで根本的
な調査をするといふ建前にいたしてお
る次第であります。

それから休職の場合に休職給の三分
の一といふやうなものについての問題
であります。これは三分の一のきづ
けの問題はどうかといふお話を
ありますけれども、休職になりま
す場合は法律に列記してあります通り「心
身の故障のため、長期の休養を要する

場合」と刑事事件に關し起訴された場
合」といふことにいたしてあります。む
しろあまりスライディング・スケール式
に考へる餘地は乏しいのではないかと
いふやうに考へるのであります。もつと
も心身の故障といふものが先ほど申し
ました公務上の傷病等による場合もあ
るわけでありまして、その方は先ほどの
保障の責任が働いてまいりますから、
結局においてたゞいまお話のやうな妥
當な結論になるのではないかと考へて
いる次第であります。

〔竹谷委員長代理退席、委員長著
席〕

それから豫算の減少の場合身分保障
が心細くなりはないかといふお尋ね
であります。それは結局身分を保障
するために豫算が殖やせないといふ、
逆を言へばさういふことになつてと思
ひますが、豫算の問題は結局國會にお
いて御審議になることでもありません
で、これらの關係をもならみ合せて
適當なる豫算の議決があるものと考
へますから、これはその方にお任せし
ていいではないかといふことが言ひ得
ると存じます。

職階制の關係につきましては、先ほ
ど組合關係で全面的に申し述べたこと
に盡きると存じます。

臨時人事委員會は人事官の任命と同
じ手續で議院の同意を得るやうにした
らどうか。これはこゝも一つ一つの
考へ方だと思ひますけれども、これは
いろいろないきさつもございまして
が、要するにこの臨時人事委員會とい
うものは、本法が完全に實施になるま
での調査準備機關といふことが本來の
性格になつておりますので、言葉は悪
いかもしませんが、本格的な人事院
よりも多少手輕な形でいい、またこれ

で弊害はないのではないかと考へ
てかやうな案になつておるのであり
ます。

○受田委員 ただいまの御答辭でちよ
つとお伺ひしたい點があるものであり
ます。今の第一一條の政治的行爲の制限
のことでありまして、先ほど私選れまし
たので、御説明を拜聴する機會がなか
つたのでありますけれども専心この職
務に従うといふことはこれは當然のこと
でありまして、國民に與えられた選
舉權、被選舉權といふやうなものが、
公務員であるがために制限を受ける
といふことは實に嘆かわしい。ある一定
の期間のみがさういふ政治活動に轉換
されるのであつて、決してそのために
職務をゆるがせにするやうな結果は起
らない、また超らざるやうに本人の努
力であり得ると思ふのであります。こ
うして禁止規定を設けておくと、非常
にわくにはめられた特殊社會のやうな
感じがする。人材もこゝへ集まり得な
い。優秀な政治的能力をもつた官公吏
はもろんやめて出ればよいといふこ
とになりますけれども、その間の手續
その他に非常に手間どるといふやうな
ことで、結局こゝして現職をもつて立
候補し得るやうな規定を残しておい
ても、それで全部が立候補するわけは
ない。その規定を設けたからといつて
公務に非常に支障が起るといふわけ
はないので、この點においてこの規定を
設けなければ、秩序を保つ上に、公務
員の仕事を遂行する上に大きな支障が
あるといふ非常にはつきりした根拠が
あれば別ですが、それがなければこ
ういふ特別な規定を削除したらどう
か、これを私はお伺ひしておるわけ
であります。これがあつて効果がある場

合」といふことにいたしてあります。む
しろあまりスライディング・スケール式
に考へる餘地は乏しいのではないかと
いふやうに考へるのであります。もつと
も心身の故障といふものが先ほど申し
ました公務上の傷病等による場合もあ
るわけでありまして、その方は先ほどの
保障の責任が働いてまいりますから、
結局においてたゞいまお話のやうな妥
當な結論になるのではないかと考へて
いる次第であります。

〔竹谷委員長代理退席、委員長著
席〕

それから豫算の減少の場合身分保障
が心細くなりはないかといふお尋ね
であります。それは結局身分を保障
するために豫算が殖やせないといふ、
逆を言へばさういふことになつてと思
ひますが、豫算の問題は結局國會にお
いて御審議になることでもありません
で、これらの關係をもならみ合せて
適當なる豫算の議決があるものと考
へますから、これはその方にお任せし
ていいではないかといふことが言ひ得
ると存じます。

職階制の關係につきましては、先ほ
ど組合關係で全面的に申し述べたこと
に盡きると存じます。

臨時人事委員會は人事官の任命と同
じ手續で議院の同意を得るやうにした
らどうか。これはこゝも一つ一つの
考へ方だと思ひますけれども、これは
いろいろないきさつもございまして
が、要するにこの臨時人事委員會とい
うものは、本法が完全に實施になるま
での調査準備機關といふことが本來の
性格になつておりますので、言葉は悪
いかもしませんが、本格的な人事院
よりも多少手輕な形でいい、またこれ

合となし場合はかりにかけて考へるべきであると思ひます。

それとつけ足してお伺いしたいのですが、先ほど中曾根委員からお尋ねがあつたこととお答へ願つたうちに、懲戒委員会のときも一々かけるというところが非常に複雑になり、手間どり、信賞必罰が思うようにならないという御答へがあらました。そういう賞罰のはつきりしている場合は、これはただちにその措置をとるべきであつて、そのほかの場合において懲戒処分を付するときは、事前に審議するにすれば懲戒委員会のようものが民主的に設けられる必要がありはしないか。特に今回の水害などで、官吏がその職務を遂行するに忠實であるという立場から、なるべく無難な途を選んで、當らず障らずの行き方をしようという考へが官吏に相當濃厚にあつたと思ひます。この點、この規定の百四條に「職員は、職員として法令による職務を擔當する以外の職務を負わない」という規定があるのですから、法令による職務を擔當するというのはどこになるか、その判断をはつきりすればいいと思ひます。これは自分がかかるべきだと思ふときには、官吏でも地方の公吏でももつと積極的にやらなければならぬ。責任の轉嫁とか責任の他への回避とかいふことが行われることは實に憂慮すべきことで、この際この規定において何らかのそうした信賞必罰の線をはつきりするような規定を設ける必要はないか。そうして懲戒委員会などで自己の立場を辯明する餘裕を與えてやる必要はないか。この點吏道の刷新の立場から思ひ切つた條項を挿入する必要はないかと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 先ほどお話し上げたのは、卑近な例を引きまして、機械の部分のようにむき目もふらず専心その仕事に従事すべきものであるという面をここで取上げて申し上げたわけでございます。要するにこの政治關係の問題は、年度の公務員法がねらつておるところの政治と行政の分離というにとりも觸れてくるわけでありまして、この公務員法によつて公務員としてきてもらいたいと期待している人は、わそ目もふらずに専心その仕事に打ち込んでくれるというような人を期待しているわけでありまして。そういう氣持が主となつてこの百一條というものが出てきているのであります。もう一つは、いろいろな派閥とか學閥というやうなものについて、民間から色目をもつて見られるというおそれをは避ける必要があるというところも一つの理由になつてゐるのであります。

それから懲戒委員会、懲戒の手續の問題につきましては、實際の運用の問題としては、懲戒事犯というものはピンからキリまでいろいろの種類の雑多な事件がある。たとえばこれはもうだれが見てもはつきりしてゐるからと口に申しますのはやさしい。實は私自身そういう言葉を使いますけれども、具體的にこゝろの事件の場合は委員會にかけてもいいということになります。これは實際上不可能の事柄でございます。それで吏道の刷新というところについての御趣旨はきかれて御同感でありますけれども、今の懲戒の手續等の關係についての御意見は、これは法文の問題としてはむずかしい問題でありますということをお答へしななければならぬと思ひます。

○松本(一)委員 先ほどお話がありました。暫期的なるが國の官吏制度の改革に關する法案を、はなはだ短期間に審議しなければならぬということと遺憾に思ふのであります。しかしともかくこの案の内容の三、四の點についてお伺いしたいと思ふのであります。

まずその一つは、第七條に「人事官の任期は、六年とする」とあります。この六年というのはどういふところから考へなされたのかといふことであります。それから第五條に、人事官は「兩議院の同意を経て、内閣が、これを任命する」とありますが、これを關連いたしまして、兩議院と言つても、參議院はともかくも、衆議院は時々解散されるのであります。これから政黨政治も確立されてまいります。先ほど政治と行政とを分離しておるということをお話されておりましたが、私どもは政治と行政は渾然として一體となるべきものであると確信してゐるのであります。これまでのやうな墮落せる政黨政治の時代はともかくも、新憲法のもとに新しく發足せんとするこれらの政黨政治は政治と行政とは必ず一體となつていかなければ、政府が何を考へても行政の面を當る公務員がこれと離反するごとき行動があつては、また考へ方があつては、わが國の政治は未だ未だ國民の利福に副うごころ行えないのであります。この點を考へてこの人事官の任期並びにこの推薦といふことについて一度お伺いがしたい、かように思ひます。

その次は、第三十三條の試験制度であります。先ほど中曾根君からお話がありました。これはもつとも、この法には學力試験のみとは書いてありません。經驗だとか、いろいろなことを斟酌してということが書かれておりますが、私ども心配いたしますのは、これまでのわが國の試験制度は、もう學力、すなわち知力一方に偏しておつたことは御承知の通りであります。おそらくこれからの試験も結局歸するところは知力にまた重點がおかれて、従つて學校教育も德育、人格教育というよりも、依然として知育に偏するやうな過去の誤りたる教育方針がとられていくのじやないか、かように考へるものです。文化國家、平和國家の將來の日本は決して知育のみ重點がおかれるべきものではないといふことは御承知の通りですが、これが人事院規則によつてその内容を定めるといふことであり、先ほど法制局長官から一應のお話を承りましたが、いま一度、どういふふうによつて具體的に試験はやるのか、さらに人事院規則はどういふふうにつくる考へであるかといふことの御方針を承つておきたい、かように思ひます。それからその次は、「退職後二年間は」という百二條であります。これはゆる公務員であつた前の職務には離職ができない、これでありまして。これは根本の御方針がどこか間違つておりませぬか、こゝろの思ひであります。すなわちこれからは商業關係の仕事ならば努めて商業關係のエキスパートを公務員に採用しなければなりません。また農林關係の仕事であれば、すなわち農林關係の仕事の實務に明るい、そして相當な人格と識見がある人を用ひなければ行政の完璧は期し得られぬと思ひますが、そのときにこゝろの制度が一面ありますと、こゝろのエキス

パーが得られるかどうかといふことは實際問題としてこれは疑問だ、こゝろは思ふのであります。たとえ退職してもまたその仕事につけるといふのでなければならぬのじやないか。すなわちこの法の精神はこれまでのいわゆる官職在任中に、將來を見越して、あるいは個人の利益を得させしめるごとき供與を與えるがごとき行動のあることを慮られて、おそろくこの法ができた、考へ出されたものであると思ひます。でありますけれども、しかしこれはこれから先の日本人の人格、いろいろなことから付度して、少くも人格を無視しておりませぬか、また實際問題として眞にその道のエキスパートが得られないのじやないか、かように私に考へるのです。

それから最後は、先ほどこちらから御質問になりました恩給制度であります。今度の公務員制度は畫期的な法案であり、新日本建設のために、恩給制度といふものは過去の官僚制度のこれは非常に悪い反面があつたのであります。それから、思ひ切つてなくされるのが當然じやないか、こゝろの思ひです。こゝろの制度があることが、すなわちせつが恩給年限に達してきただけから、恩給だけとらしてやらなければ氣の毒だといふやうな、能力のあがらぬ人を三年、五年しんぼうしなければならぬといふやうな實際問題もできてきます。また日さへ経てばそれでよい、無事に事なかに上役の御機嫌取りに盡していけばよいといふやうなくだらぬ事なかれ主義の考へ方をもたしむるのはいふの恩給制度だつた、こゝろの思ひです。ですからこれから眞に國民のためになる、公僕としての仕事をやつていこう

法には學力試験のみとは書いてありません。經驗だとか、いろいろなことを斟酌してということが書かれておりますが、私ども心配いたしますのは、これまでのわが國の試験制度は、もう學力、すなわち知力一方に偏しておつたことは御承知の通りであります。おそらくこれからの試験も結局歸するところは知力にまた重點がおかれて、従つて學校教育も德育、人格教育というよりも、依然として知育に偏するやうな過去の誤りたる教育方針がとられていくのじやないか、かように考へるものです。文化國家、平和國家の將來の日本は決して知育のみ重點がおかれるべきものではないといふことは御承知の通りですが、これが人事院規則によつてその内容を定めるといふことであり、先ほど法制局長官から一應のお話を承りましたが、いま一度、どういふふうによつて具體的に試験はやるのか、さらに人事院規則はどういふふうにつくる考へであるかといふことの御方針を承つておきたい、かように思ひます。それからその次は、「退職後二年間は」という百二條であります。これはゆる公務員であつた前の職務には離職ができない、これでありまして。これは根本の御方針がどこか間違つておりませぬか、こゝろの思ひであります。すなわちこれからは商業關係の仕事ならば努めて商業關係のエキスパートを公務員に採用しなければなりません。また農林關係の仕事であれば、すなわち農林關係の仕事の實務に明るい、そして相當な人格と識見がある人を用ひなければ行政の完璧は期し得られぬと思ひますが、そのときにこゝろの制度が一面ありますと、こゝろのエキス

という精神であるならば、こういう制度はなくてはならず、先ほどもお話の、退職金とか、あるいはそういう一時的の方法で將來その人の安定を得る。しかもその人の過去の能力に應じて、輕重をもつてその人を待遇したらいののではないか。その方が能率向上という、この法をつくられる根本精神に則するものではないか。依然として恩給制度を廢されるということならば、この法をつくられる根本精神というものが没却されるものではないか、こゝ私に思ふのであります。御意見が伺いたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 松本さんの最初の人事官の任期の六年というところについてのお尋ねでございましたが、これは人事官はその仕事の性質から申しまして、身分は保障しなければならぬという建前と、それからもう一つ、保障はしてよろしいが、適當な新陳代謝といふものは考えないと、固定的になつてしまふという場合と、この二つを組合せまして、押しつめたところ六年というところに任期を限つておる。もちろん再任はできる。そして三度再任をして十八年になつたらやめてもらふという結論で、この法律案の條文ができました次第であります。

趣旨はただいま申し上げましたような趣旨であります。なぜ六年としたか、五年でよくはないかという点に就いては、それほど嚴密な意味があつて六年としたものではございません。しかし大體六年というところがよいのではないかという趣旨でございます。それから任免について兩議院の同意を経ることについてお話がございましたが、この趣旨は先ほど觸れた通りで

ございます。ただ政治と行政との分離というお言葉がございましたが、これは私の使いました言葉で、政治と行政の場合の分離という言葉が非常に誤解のある言葉だということを、ただいまのお言葉によつて實は反省したのであります。私の申しました分離というのは、政治に携わつてゐる者と、行政に携わつてゐる者との、人と人との關係の分離ということを示したものであります。その分離の結果が、結局松本委員仰せのような渾然一體たる政治と行政との圓滑なる活動が期待される。非常に逆説的な言い方でありまうけれども、さういふ趣旨で人の分離ということを示したものであります。その期待するところは、政治と行政との融合した活動といふものを期待してゐるという趣旨でありますから、御了承願ひたいと思ひます。

それから試験制度の關係につきましては、先ほど申しましたように、この法案としては實務に即應したものでなければならぬといふ建前を掲げておるわけでありまう。あと實際上の試験科目をどうするかという問題は、もう少し人事院に研究させてこれは科學的な立場でつくり上げさせたいという氣持でおる次第であります。

それから百二條の關係で、退職後二年民間の地位につくことの制限は間違ひではないかといふお言葉であります。が、ただいまの仰せの部分には、ごもつとも申し上げる部分はないといつておる。しかしながら一面におきましては、いわゆる官吏の天降りというものが非常な弊害をもつ、天降りを禁止しなければならぬといふ大きな要請が一つでございます。實はただいま仰せ

になつた要請と、天降りを禁止しなければならぬといふ要請とは正反對の事柄であります。それをどつちかに偏つてきめてしまつては、結果において立派な制度といふことはできませんから、そこに多少ゆとりをおきまして、事柄の實態に應じて適切な處置がとられなければならぬといふところから、實は苦心をいたしたのであります。百二條のただいまの條文には人事院規則の定めるところにより所轄廳の長の許可を受けた者にはこれを適用しないといふことをもちまして、ただいま申しましたような惡い意味の天降りを禁止する。こういう場合は承認の基準を嚴格にしなければならぬ。それからただいま仰せられましたような何人も納得し得る場合は、これは緩やかにしてもよろしい。これはさういふゆとりをつけておるわけでありまう。

それから恩給制度の問題はこれは大きな問題でございます。恩給制度を存置するにしても保險計算的にやつて、いつて社會保險的のものにすべきではないかといふ。／＼な御意見を伺つておりますが、特にただいまの御意見も一つの重要な参考として承るのであります。これらのことは先ほど觸れましたように、本法の關係の恩給の問題は、人事院にあらゆる觀點からひとつ立案してもらふといふ考えでおるわけでございます。

○松本(一)委員 なおほかのことを、今御答辯願ひましたことに關してさらに申しますと、討論になりますから差控えますが、ただ、今お話の二年間、前に職にあつた者が就職できないといふことを官吏がこれまでやつた。私ももさういふことがしばしばあつて、これは官吏道の大きな弊害であつたと思つております。しかし二年間その職務につくこと禁止したから、さういふことをこれからやらないといふことは、ちよつと事實上として想像し兼ねるのです。二年間職務につくことができないならば、二年間失業しなければならぬといふようなことも想像しなから、在職中に二年間分をとにかく利得するといふようなことも一面考えられるのであります。ですからこれはいかにもものかと私思ひますがこれ以上、申しますことは討論になりますから差控えます。これで質問を打ち切ります。

○竹山委員 先ほど片島君の質問を中斷した感がありました。片島君。○片島委員 さきの問題は根本的な問題でありまして、なお後ほどものと審議をお願いしたい、また質問して政府の御意向を承りたいと思ふのであります。先ほどの質問のほかにいろいろ各條にわたつての部分的な問題について今まで御質問がありましたので、私もその點について各條項についての御質問を二、三いたしたいと思ふのであります。

試験制度であります。試験をしないで任用するには、前に發表された要綱によりまして、部課長などのごとくといふふうにしておりますが、部課長をこの法案でも決定しておられるのであるか。あるいは東大の法科を出た者だとか何とかいふ者を豫定しておるのであるか。さういふことは、また學問といつたやうな問題を、勝手に人事院規則によつて温存する、さういふ弊も現われるのであります。この試験をしないで任用あるいは昇任する

ところの範圍をひとつお伺ひしたいと思います。それから立候補の問題であります。なるほど御答辯がありましたところによりまして一應ごもつてもありますが、ただこの末端の方の公衆的な、たゞさんの公務員がおるのであります。中央における局長あるいはさういふ高層なところにおける公務員は、もちろん、これは仰せの通りかもしれませんが、やはり末端におつて國民大衆とともにやつておるような人たちは、むしろ地方議會あるいはあるいはその他の公職に立候補したい。立候補しても立當選できないといふ場合にはその期間中だけ休職といつたやうな形にしてこれを一定の職階以下の末端の公務員について認められるといふことはできないものであるかどうか。

それから同じ政治活動の制限の問題で、政黨及び政治的團體の役員といふのはどういふ程度まで考えられておるのであるか。地方支部などにおけるところの執行委員とか、あるいはいろいろの代議員とかいふものがあります。が、どういふ程度までここで考えられておるのか。

それから憲法第十五條によつて、公務員を罷免することは國民固有の權利であるといふことが言われておるが、この法案には國民が罷免をする、たとえば彈劾權といふやうなことは全然うたわれておらないやうであります。さういふ手續については別途法案を考慮しておられるのであるか。

それから天降り人事の問題が先ほど言われましたが仰せの通りであるならば、ただ單に／＼な會社の重役といつたやうなものでなく、在職中の地

七

位を利用してやるところのもの、たとえば検事をやつておつて、その土地でいろ／＼とわたりをつけておいて、ばつとやめてすぐに辯護士になるといつたようなものは、この法案には含まないものであるかどうか。仰せの通りであるとするれば、そういう會社の利益代表者というものでなく、自分の職業として、在職中の地位を利用して得るような職業も禁止すべきではないか。これだけの點について御質問いたします。

○佐藤連政政府委員 第一は試験制度のことに關連して試験によらずして選考でやる場合を御指摘になつたように拜聴いたしました。そしてまず部長長というような制度を設けるつもりかというお話がございましたが、職務をとつていく上におきましての官廳内部の系統的な組織というものは必要でございますから、局長もあり部長もあり課長もあるということは、これは今後とも同様であるかと存じます。この場合に競争試験によらないで採用する場合と申しますのは、課長がどうということまで申し上げるのは何でありますか、上級の職員についてはその必要がある。殊に専門の知識経験を要するようない職につきましたは、現在までにおいても例がござります。民間の専門家に來て役人になつてもらうという場合は、實際の例から申しますと、むしろ政府の方から三顧の禮をとつてぜひ來ていただきたいというよりな形で來ていただく場合が多いのであります。その場合に競争試験ということの問題になりませんから、そういう場合の措置として試験によらない。あるいはまたアイビスト等一定の技術を辨えておることがはつきりしておるものについて

は、試験の必要がなかる。そういう場合を豫想いたしましたかのような途を設けた次第であります。それから立候補の關係は、これはいろいろとお尋ねがあるのであります。相嘗て重要な問題である。これは存じますが、要するにこの根本の考え方は先ほど申し述べましたようなことであります。一口に言へば俗な言葉でございますが、なるべくわき目もふらずということ、これに盡きるではないかと思つてござります。役員は範圍につきましては、支部長がどうであるとかいうことは具體的に規定することはなか／＼むずかしいであらうと思つて。また政黨法というやうなものがかかりにできるとしますと、そういう關係のことも考えなければならぬし、これは人事院ではつきりしたことをきめなければならぬというふうに考へております。

罷免の問題はまさに憲法に公務員選任、罷任は國民固有の權利であるといふことがはつきりしたつてござります。この趣旨は申すまでもございませう。また御承知であると存じますけれども、具體的に國民が選任をするとか、あるいは國民が罷免をするといふやうな現實的な面を押えての條文ではございせんので、その選任、罷免の權利の根源が國民から發するのであるという趣旨でござります。従いましめて、現實の問題として、罷免權を國民に與えなければならぬといふことを、憲法が要請しておるわけではないのであります。ただし憲法におきましては、これも御承知でございまして、國民に對する請願權の一つとして、公務員の罷免について請願をする

ことができるというやうなことも書いてある。このやうな趣向によりまして、國民の實際上の彈劾といふものが、この人事權をもつてゐる側の方へ響いてくることは當然でありまして、それをまた全體の奉仕者としての公務員を預かつてゐる方の側といたしましては、それらのことをよく頭に入れて、適當な人事權の運用をしなければならぬであらうと存するのであります。ただいまお示しになりました具體的の罷免權といふものが、彈劾權と言いますか、そういうものを法制上に入入れるといふことは、これは技術上の立場から見て非常に困難であります。のみならず大きな眼から申しまして、政府の人事權の運用といふことは、國民代表としての國會が常に上から監視しておられるのだ、國民の意向といふものは國會がこれを反映して監視してくださつてゐるのだ、その方でもた彈劾の措置をとる途はあるといふことから見ましても、個々の彈劾の手續といふものを認めるのはいかであらうかといふわけで、實は踏切りのつかぬ立場であるわけでありませう。

それがら未降りの關係につきましては、御指摘のやうな例は考えればいろいろあると思つて。それらのいろいろな場合を一々拾つておりましたはいへんなことでありませう。要するに今まで一番弊害があると叫ばれておりましたのは、經濟關係の統制の立場にいて役人が、經濟界の實際の企業にはいつていく、これが顯著なものでありますから、それを一つつかまえて、この法律としては取上げてゐるのであります。

○竹山委員長 時間の關係上一應ここで休んで、殘餘の質問は午後行いたしたいと思います。午後は一時半から開會いたします。これにて休憩いたします。午後零時十三分休憩。午後三時十一分開議。○竹谷委員長代理 ただいまから會議を開きます。受田君。

○受田委員 午前中政府委員にお尋ねした事柄に關係するのでありますが、政府委員の御答辭に、例の服務規定の立候補禁止規定、これでありませう、これはいかに繰返しても同様の結論になるかと思つて。あくまでも公務員は、純粹な公務に従事するといふ、その精神はまことに結構であるけれども、この規定がこゝで取上げられて影響するところば、一切の行政官は政治に關與できないといふことになり、關與をしないことは當然結構だと思つけれども、現在のやうな行政官がまつた政治を知らない。むしろ官僚獨善の空氣が濃厚な日本の段階では、もう少し政治的な空氣に觸れさせ、また優秀な政治的能力をもつておる者は政治界に出させるという意味で、この規定を設けなくとも決して行政官の尊嚴を傷つけるものでない、こゝういふふうに考へます。しかも多數の者が立候補して官界が混亂に陥るということは、夢想だにできないことである。現に本年の總選舉その他の各種の選舉において、公務員の職務が怠慢で支障を起しておるといふことはないのであります。この點重ねてこれを設けることと、設けざることはかりの分銅をどちらへおくかという點で、政府當局の御意向を今一度お尋ねしておきたい

と。第二に官吏の職務の範圍であります。百四條、これは午前中お尋ねをしたことに對して、さうする簡單な御答辭があつたのですが、「職員は職員として法令による職務を擔當する以外の義務を負わない。」といふこの規定を設けたことは、官吏の自分の職務の範圍がはつきりして、實に結構に見えますけれども、一方責任逃れをやる官吏が依然として横行するであらう。先般の水害で堤防を決壊するに否か。この堤防を決壊することによつてこのあたり一帯の何萬という住民が救われ物資が助けられる。こゝういふことになれば思ひ切つて決壊を命ずるといふやうな行き方がなさるべきであるにかかわらず、中央官廳と地方官廳との權限争いで傍觀をして、遂にあのような被害をあてた。これは天災でなくて人災であると言われておるが、こゝういふ點についておれの權限でないのだと都の方では言ふ。内務省の方ではそれへ手が及ばない、こゝういふやうな場合が起るので、その際に都の職員がこれは中央官廳の權限ではあるが、この場合自分もさうで措置をとることによつて、幾千萬の人が救われ、物資が救われるといふ判斷を下したときには、そこで佐倉宗五郎にある氣持で斷固たる處置をとるといふ行き方、すなわち、「職員は職員として法令による職務を擔當する以外の義務を負わない。」けれども、さうした積極的な職務以外の場合における種々の人道的な義務を負うやうな規定を設ける必要はないか。それがなくても、いくらでもその場の處置でやれるのだ、こゝういふことが言われるかもしれませんが、しかし

た範圍の職務でなくて、もつと自分は公に仕える國家の奉仕者であるという立場から、積極性をもたせろという認識を與える上において必要であると私は考えるのです。今までこういう規定は設けられてなかつたにかかわらず、公務員法に初めて職員の職務の範圍が堂々と掲げられている以上、そうした面の公共の福祉安寧を保持するために必要なる職務外の義務を負う場合を規定する、義務として、むしろその場合における人道的な立場における責任をもつというふうな規定を設ける必要がないかと考えるのであります。これはきわめて大事な問題でゆるがせにできない、こう考えまして、特に今回の水害を偉大な教訓としてあはした地方官憲と中央官憲の權限争いのために、すみずみ天災を人災たらしめたこの嘆かわしい事實を機會に、泣いて馬鹿を驅る規定をここに設けられたらどうかと考へられます。まことによい機會が來た。敗戦後新秩序を平和的に築く日本として、健全なる社會をつくる最もよい機會が生れておるんだ。こういう際にご利用した點に吏道の刷新のよすがとして、この公務員法に何らかの明るい規定を設けていく必要がないかと考へます。そのほかの規定は御答辯を願つて御質疑申し上げることにいたしませう。

第一點の例の政治關與の關係の問題は、これは議論といえますか、どちらか一つの考え方として成り立ち得ることであると思うのでありますが、この點は先ほど申しました以上に私の方として申し上げることも別にないわけであります。なおさらにこまかいお尋ねがありますれば別でありますが、一應さきに述べましたような趣旨で、ほんとうに立候補して政治界に乗り出したというような人ならば、役所の方をやめるなりしてやつていただきたいというような建前に、一應してあるわけです。ただし條件が一つありまして、人事院規則で除外例をきめ得ることになつております。この法律といはしましては、實は私どもの考えでは、人事院規則で除外いたしますのは、たとえば農地委員でありますとかは、たとえ農地委員でありますとかは、選挙運動によつてそう熱中して役所の時間をむだにするということもないし、あるいはまた政治的色彩といふものも乏しいだろうというようなものにつきますしては、一々許可を受ける必要なしというので、人事院規則で除外するつもりでおりますが、なお今受任委員のおつしやるようなことに關連して、人事院規則をつくる場合に考慮に入れる必要はあるだろうということを申し上げておきたいと思ひます。

決壊のお話がありまして、よくわかつたが、要するに百四條の職員として法令による職務を擔當する以外の業務を負わないという條文をわれ／＼書きました氣持は、一つは御指摘にりましたように、職務の範圍、責任

はかように考えておるのであります。すなわちこの法令によるその職務ということは、要するに職權を含んでのことでありますが、法令で職權、職務のきめ方をいかにきめるか、すなわちある現場の人たちに、一々中央なり、あるいは上司の指揮を受けなくても、こういう場合には臨機の措置をとつてよろしいという權限を與える、その權限の與え方の問題であらうと存するのであります。私どもは市民生活をやつておりまして、都電が故障になつて、たくさんつかえている。途中で折返す線があるのにかかわらず、一臺くらい

折返してもらつてもよきやうに思つても、一向折返してくれないので、實ばいら／＼した感じをもつてあります。が、これは要するに、彈劾手にこうしう場合には臨機酌量をとつてよろしい、という權限を與える。すなわち援護といふことですむことだらうと存ずるのであります。卑近な例を申し上げて恐縮であります。御指摘の事柄はさういふ性質のことであつて、これは命令で職權職務をきめるときの問題であらうといふふうに考へるわけでありす

○受田委員 先ほどの第一の質問に對しての御答辭の中に、人事院の規則で特別の規定を設けることができるというところに、はつきり了承ができたわけですが、その際に今のようないたとえれば農地委員會のように直接政治に關與の少い職種については別途に考慮する、そういうことでありました。その中で、ことで一例をあげれば、教員のような比較的政治的色彩の薄いものに對しての範圍がその範圍へ入るかどうか。いろいろ點についてもさしあたり政府委員としてのお氣持からお答えを願いたいと思ひます。

それから今の職務の範圍の問題は、これはそうした權限の付與についての規定を、別途に法令で設けるようなことも、それは結構であると思います。が、しかしこの公務員法という畫期的な法規に、それを何らかの積極的な解釋において責任をはつきりするようにしておかれる必要はないか。今の百四條に附け加えて、何らかをこへ、たとへば公共の福祉のために必要により積極的に責任を負うというような規定を設ける必要はないかということをお尋ね

(竹谷委員長代理退席 委員長
席)

さらに附則の問題でありますが、午
前中の御答辯に、暫定措置であつて、
諸調査をするために臨時人事委員會を
設けるのだからというお言葉でありま
したが、しかしその附則第二條の規定
に、「兩議院の同意を経て」を除くこと
うことをせぬでも、兩議院の同意を経
ることは實に簡単にできるのですか
ら、これは別に大げさでないから、兩
議院の同意を経るということにおやり
になつても、あそこで總理大臣が一應
お語りくださればいいのであります
で、この點について、これを除くこと
にいかなる効果があるかということ
を、もう一度御考慮願つたらどうか
をえます。

○佐藤(達)政府委員 例の第百一條の
關係で、私が農地委員云々と申し上げ
たが、もう一遍はつきり申しますと、
農地委員の選舉のように、選舉運動

さして役所の時間を空費することもあるまい、また政治的色彩も農地委員の場合にはそれほど他から誤解を受けるような程度のものであるまいというような意味で、農地委員などは人事院規則で除くという一例として申し上げたのであります。ただいま例におあげになりました学校の教員の方々についてどうするかという問題は、これは實はこの場で私一存でお答えをするだけの勇氣をもつておりませんので、この学校の先生の問題につきましては、やはりいろいろの觀點からの面もあり、かたがた先生だけを取上げては、ほかのこれに類するものはさらにどうするかというようないふこともありませんし、教員という形の具體的な例をとつてのお答えは、實はお勘辨願いたいと思うのでございます。人事院で考えて、適當な人事院規則ができると思うというところで、ひとつ御容赦を願いたいと存ずるのであります。

それから、さらに重ねて先ほどの百四條についての問題でございますが、われ／＼法律なり、何なり起案するもの側といたしましては、非常にはずかしいほどの臆病なものであります。たとえ、側におあげになりましたような、公共の福祉のために、必要がある場合には積極的に責任を負うというようないふことも、ある面においてはやれないこともないと思ひますが、先ほど申し上げましたように、一步誤ると濫用ということが考えられますので、内容の問題をも考えなければ、その手がかりを與えてはいかぬという懸念等もありまして、まさかような形にしまして、そしてその説明としては、

先ほど申し上げたような、これは職務の範圍の問題として取扱うことにいたしましたというのを、繰返して申し上げるほかはないのでございます。

それから人事官の罷免の問題は、一應ごもつと御心配であると思ひますけれども、われ／＼としては必ずしも任命の場合の手續を、罷免あるいは彈劾の場合の手續と歩調を合わせるべきものであるという一つの理窟はないと思ひわけでありまして、これは罷免の場合におきましては、少くも一種の非行と申しまするか、あるいは身體の缺陷であるとかいうような具體的な事實を取上げての訴追という問題になるわけでありまして、これはむしろ専門的な公正な立場における人に判斷してもらうのが一番公平な結果を得るであらうという建前から、最高裁判所の方で訴追をしていくという形にいたしておるわけでありまして。

それから人事委員会のお話は、先ほども私はまことにごもつともいふことを申し上げたのですが、相變らずまことにごもつともいふことだと實は考えておりますけれども、いろいろの経緯もありまして、また先ほど申しましたように、これはとにかく調査機關として準備機關として出發するのでありますから、この選任方法について本格的の人事官ほど、悪い言葉であります。が、その嚴格にやる必要はないと思ひつて、かようにいたしておる次第でございます。

○竹谷委員 委員長にお願ひします。他数の項目をこく簡単に質問するので、その都度政府から御答辯をお願いしたいと思います。坐つたまま申しますので、答辯もまた坐つたままお願いいたします。

たしたいと思ひます。國家公務員といふのは新しい言葉ですが、これの包含する範圍をちよつとお聴きしたい。概要で結構であります。

○佐藤(達)政府委員 本務として國家の公務を擔任しておる者ということになりますから、國家のサービスを對象として國家から使われている者というふうになると思ひます。非常に漠然たるお答えであります。さうなことで申し上げるほかはないと思ひます。

○竹谷委員 そうしますと、府縣市町村の吏員というふうな、こゝした地方公共團體の公務員ははいらないということになると思ひます。教員は從來も官吏になつておりますが、これはどうなるか。また警察官は地方警察、國家警察というふうなわけであつて、縣もしくは市というふうな公共團體の警察職員ができた場合に、かようなものは國家公務員であるか、あるいはさういふ言葉はあるかどうか知りませんが、いわゆる地方公務員になるのかどうか、この點お伺ひいたします。

○佐藤(達)政府委員 だいま御指摘の通り、教員は現在のところ官吏というふうになつております。すなわち官吏といふのは、先ほど申しましたように國家の公務に従事しているというふうになりますから、依然として國家公務員であるといふことになります。警察の關係もただいまのところでは國家公務員であります。しかしただいまお話のように、かりに自治體の警察といふことになりましたら、その職員的身分もおそらく公共團體の公務員ということになつて、國家公務員ではないというふうになると思ひます。

○竹谷委員 地方公務員と申しますと、さういふ國家公務員以外の公務員に關しては、政府は何らかの法律案を提出する御意向があるか、またさうな準備があるかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 これは非常に大きな問題でございます。政府としては法制上何らかの規定を必要とするといふふうな考へております。ただし御推測のように、地方自治といふものと國家の公益といふものと調整の問題が一番根本に横わるむずかしい問題になつておる次第であります。その意味におきまして、どの程度まで國家が立つて規則をつくるべきことができるか、どれから先を自治體にお任せするかという線の引き方になります。従いまして、何らかの立法は必要であらうといふことは考へておりますけれども、今の具體的の法案の建前をどうするかといふことにつきましては、今後いろいろの事情を見きわめまして十分研究していきたい。しかも速やかに善處したいといふ心構へであります。

○竹谷委員 大體國家公務員といふものを包含する職員内容及職務等について了解したのであります。が、國政事務であつても、また地方公共團體の事務であつても、これはひとしく國家公共の事務であると私は思ひます。しかるに一方國家公務員として官吏といふ名稱を與えられておる。一方地方公共團體の公務員はやはり國家的な公共の業務を行つておる職員でありながら、國家公務員ではなくて何か他の公務員となり、また官吏というふうな名稱で一般に呼ばれている。そこに何か官吏と官吏との間には大きな差別があつて、官吏の方がえらくて公務員の方が劣るというふうな考へられる。これは地方公共團體に優秀な公務員を獲得する上において非常に障害になると思ひます。しかるに新憲法におきまして、天皇の國事に關する行爲という條文の第五號かと思ひますが、その中に國務大臣その他法律に定める官吏は天皇が任免すると書いてありまして、やはり相かわらず官吏と區別する意味の官吏という言葉が憲法にも存在している。かような官吏というふうな言葉はいろいろの意味でいい意味のことでも悪い意味のことでも含まれているのでありますから、この際官吏あるいは公務員というふうな差別的な言葉はやめて、盡一的に國家公共の事務を扱う者と同じ名稱で呼ばれ同じ待遇を受けるといふ精神で、従つて國家公務員法と地方公務員法とをわけないで、一つの法制で同様に取扱うということに將來は考へた方がよろしいのではないかと、かように私個人として思ふのであります。が、政府委員のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 まことに適切なお尋ねであると拜承するのであります。が、この官吏あるいは公務員という言葉は、從來さかんに使われて、まさに今御指摘の通り憲法にもあるものであります。が、われ／＼の氣持といたしましては、この法案をこらんになつてもわかりませんが、法律以下の制度においては、少くとも官吏について申しますと、官吏という言葉なしにすませたいという氣持をもつて臨んでいる次第でございます。従いましてこれを總稱して國家公務員という言葉を用いてきてゐるわけでございます。ただ今お話の點

つて、官吏の方がえらくて公務員の方が劣るというふうな考へられる。これは地方公共團體に優秀な公務員を獲得する上において非常に障害になると思ひます。しかるに新憲法におきまして、天皇の國事に關する行爲という條文の第五號かと思ひますが、その中に國務大臣その他法律に定める官吏は天皇が任免すると書いてありまして、やはり相かわらず官吏と區別する意味の官吏という言葉が憲法にも存在している。かような官吏というふうな言葉はいろいろの意味でいい意味のことでも悪い意味のことでも含まれているのでありますから、この際官吏あるいは公務員というふうな差別的な言葉はやめて、盡一的に國家公共の事務を扱う者と同じ名稱で呼ばれ同じ待遇を受けるといふ精神で、従つて國家公務員法と地方公務員法とをわけないで、一つの法制で同様に取扱うということに將來は考へた方がよろしいのではないかと、かように私個人として思ふのであります。が、政府委員のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 まことに適切なお尋ねであると拜承するのであります。が、この官吏あるいは公務員という言葉は、從來さかんに使われて、まさに今御指摘の通り憲法にもあるものであります。が、われ／＼の氣持といたしましては、この法案をこらんになつてもわかりませんが、法律以下の制度においては、少くとも官吏について申しますと、官吏という言葉なしにすませたいという氣持をもつて臨んでいる次第でございます。従いましてこれを總稱して國家公務員という言葉を用いてきてゐるわけでございます。ただ今お話の點

は、かりに自治體公務員と國家公務員という二つのものに觀念をわけて考えなければなりません。ただいまのお話でいきますと、私の言う國家公務員である自治體の公務員であらうと、法制上一本に取扱つてしまつていいのではないかと、いろいろお話のように拜承するのではありませんが、その點になつてきますと、最初にお話したように、國家公務員を法律で規律する規律の實體と、自治體の公務員を、法律で規律する規律の實體は、先ほど申しました地方自治體というものの要素を取入れてまいりました場合に、むしろ問題が存するであらう。従つてただちにこの法律の國家公務員法というのをただ公務員法とやつて、自治體の職員も國家の職員も全面的に適用になるという形は、かりに若干の特例を置くにしてもやはりできがたいのではないかと、いろいろ考へてゐる次第でございます。

○竹谷委員 次にお伺ひしたのは、現在國家公務員法の適用を受ける公務員の数が概算どれくらいであるか。またそれ以外の特別職となるものの数はどれくらいであるか。おわかりでしたらお知らせいただきたい。

○佐藤達政府委員 これは豫算の定員についてお答えさせていただきますが、それによつて御推察できるだらうと思ひます。私どもの調べましたのは昭和二十二年五月二十三日現在の豫算定員でございます。これは實は國會職員を含めてのものになります。總定員が二百二十二萬九千人であります。そのうちの百十七萬四千一人というのが特別職にあたるものであります。この特別職の中には國會職員などはいつ

ております。それから一般職員にあたりますものは、百五萬五千人という大體の見當であります。

○竹谷委員 人事官を選考する方針が大體法律に書いてありますが、この場合たとえば高等學校が一高であつて東大を出た人と、高等學校は三高であつたら、これはそれ／＼一緒に人事官として任命を受けても差支えないことになりませんか。

○佐藤達政府委員 差支えないことになりません。

○竹谷委員 三人の人事官をどういう方面から選ぶ方針でこの法律を立案せられたか。

○佐藤達政府委員 これは實は本格的な人事官の任命というところは多少先のことになります。また第五條の條件を物さしにして探すということになりますから、今ただちにこういう思ひつきの人があるということをおし上げるに至つておりません。その點は御了承願ひはかたと思ひます。

○竹谷委員 人事院については十月一日というところでありますから、この選考方針というものができておると思ひますか。

○佐藤達政府委員 これは大體の見當をつけております。ただある方面が非常な關心をもつておられますので、それとの關係がありまして、これは思ひ通りいきません。非常にむづかしいと思ひます。

○竹谷委員 もつと具體的に御答へ願ひませんか。

○佐藤達政府委員 ただいま行政調査部というものでこの準備の仕事をやつておりますが、できるならばなるべく

くそれらとの連絡がつき得るようにならうかと一應考へております。

○竹谷委員 人事院に推薦しようとする人の所屬する階層、あるいは團體、職業というやうなことの政府としての大まかな方針を伺ひたいと思ひます。

○佐藤達政府委員 これはちよつと大まかと申ししましても、どういふ方向で申し上げていいのかわかりませんが、本格的な人事官を任命する場合の尺度に準ずるやうな尺度ではかつて選考したてゝいたたいということが一應のねらいであります。それ以上のお答えは御勘辨願ひたいと思ひます。

○竹谷委員 次は人事主任官のことについて承りたいのですが、人事主任官といふものは各省だけでいいか。それとも各省の下に特別地方行政官廳その他の機關がたゞさんあります。それらの機關にもそれぞれ人事主任官といふものを置くというのであるか。もし置かないとすれば、そういう各省の下に各機關の人事主任官のやうな仕事をだれに行わしめるか、これを伺ひたい。

○佐藤達政府委員 人事主任官といふことについての條項を特に設けましたのは、一般の行政事務の必要から置くる人事主任官といふ面よりも、むしろ第二十六條に現れております人事主任官會議の構成員となるという面から規定したてゝおるのであります。従ひましてこれら第二十六條の問題を離れまして、一般行政上の必要から考えますれば、御承知のやうに相當小さな地方の役所におきまして、少くとも係長あるいは課長といふやうな形で人事主任官がおられるわけでありまして、それらのことをここで申し上げてゐるのではございませんで、むしろ人事官會議に出席するやうな者をここで具體的に押さへよう。非常に話が逆の方から申し上げて恐縮でございますが、はつきり言へばそういうことなのであります。

○竹谷委員 午前中の會議で片島委員から質問したのに對しまして、政府委員は、公務員は高度の技術性と専門性をもちなければならぬ。そういう意味合いでそういう公務員を適正に任免その他人事行政を行ふべきやうな組織をもちたい。かやうな意味合いから公務員法を組立てたといふやうなお話でありましたが、この點はわれ／＼も賛成であります。しかしながら現在の官僚の狀況におきましては、官僚の弊風を防止するといふことの前に、官僚の封建性や派閥性といふものを官界から一掃するのではありませんか。官僚の民主化といふものが期待できない、かく確信をいたすのであります。従ひまして人事院の行政、立法府等に對する獨立性といふやうなものは、もつと官僚が民主的であり、そして正しい方向に向つてからでよろしいのであつて、現在の段階においては、官界の派閥的な封建的な弊風を一掃するために、國家公務員法の考へ方も現在の段階に應ずるやうに規定されなければならぬのではないかと。すなわち人事官といふものの人事官會議の構成、人事院の組織といふやうな問題について、官僚の派閥性の打破を最初に行ひ得るやうな、こゝした組織にしなければならぬ。それができ上つた上で、初めてこの法律の原案にあるやうな人事官の制度等ていくべきではないかと考へるのではありません。もう一遍政府の所見を承りたいと思ひます。

○佐藤達政府委員 派閥性、封建性の打破といふことは、當然必要なことでありまして、それはなるべく早い機会に完成させなければならぬことであらうと思ひます。それを徹底いたしましたならば、一齊に、總ざらに現在ある役人を全部やめて新しく入れかへるということが、空想的には一番徹底した手段であらうと思ひます。それはどういふ實行上の問題としては不可能でありますから、この公務員法におきましては、少くとも新しくこゝにはいつてくる者は全部この關門といひます。公務員法を通して官界に人を導入していくといふ形において、その革新をはかつてゐるやうなわけでありま

す。特に附則に明らかにありますやうに、部長、局長といふ國の中堅級以上の者はなるべく短い期間に入替へをやるという構えをつくつてゐるわけでありま

す。そこで新しく取入れる方の人について、その機構といふものは、この案にありますがやうな人事委員といふやうな形によつて、あるいはこの案にありますがやうな試験等の方法によつて、これを導入していくといふことが結局實効的であり、かつ一番適當な方法ではないかと。あくまでもわれ

は今までの官吏の悪いところを叩き直そうといふことでありますが、やり方としてはそういうやり方ではないかと考へております。

○竹谷委員 政府委員の考へも、午前中に片島委員から申し上げた人事官の獨立性といふものに何らかの變改を加えて、そして現段階において必要な官僚の派閥性打破の方に相當力を入れなければならぬといふ考への方でありますが、しからば片島委員から意見

を承りたいと思ひます。

のありました、五人の人事委員制によるところの人事行政の運営というものが、たいへん適切ではないかと思ふのであります、もう一度政府委員の見解を承りたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 先ほどの片島委員の御提案の中にありました一つの會議體をという考え方も、これは成り立ち得る考え方ではあらうと思ひますけれども、非常に現実的なことを申し上げて恐縮でありますけれども、先ほどちよつと伺いましたところでは、その構成員は大體はかに本務をもつてゐる方々が大部分であるように拜承したわけであり、この人事行政といううな、割合に政策、立案といううな方面の性格より、實質的と申しますか、現實的な方面の仕事に携はる、しかもそれが先ほど申し上げましたような、科學的な、また合理的な一つの立場で行ななければならぬといううな事情につきましても、いかがであらうかといううな感じをもつわけであり、ます。

○竹谷委員 片島委員から提議したのは、内閣官房長官はほかに重要な職務をもつてゐる人であり、すけれども、たとえば一定階級以上の官吏から選任する、あるいは官公勞働組合の中から選任する、こういう人は現在では公務員でありますけれども、これに選任せられた以上むろん退職をする、そうして専門の人事委員として活躍をする。また學識経験者の中から二人選ぶということも申し上げてあります、これもむろん現在何らかの職業についておりますならば、それをやめて、専門の人事委員になるという考え方であり、ますから、この點誤解のないように願ひ

いたしたいと思ひます、なおこの公務員法によつて公務員を新たに採用します場合は、原則として試験制度によることになつておりますけれども、現在のような待遇の状況では、なか／＼公務員法が要求しているように國民がみな公務員となることを志願する。そうして志願者が殺到してこれに對して試験を行つて優秀な人を採用するといふ考え方のようであり、これはなか／＼現實には法律の希望するようにはなつてこないと思ひのであります。従ひまして、これは他の委員からいろいろ御意見もありましたが、やはり相當人事委員による公正なる人材登用の手段を講ずる必要が、一層必要ではないかと考へるのであります。同じような質問であります、なお新たな觀點から御答辯をお願いいたしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのような給與の状態では、志願者はとうてい十分には來ないだらうという御懸念は、私も一應もつ點でございます。ただ、餘談を申し上げて恐縮でありますけれども、去年と今年と、やはり高等文官試験をやつたのであります、その志願者の状況を、そういう觀點からどのくらい志願者があるかと私は見ておつたのであります、これは私の懸念するところとは多少違ひました、従前と變らない數の志願者が参りました。これは質が悪いのだらうといふことになるかもしれませんが、それはまだ探點の結果を見ないとわかりません。これは餘談であります、もう一つは人材登用の手段という言葉でございます、これは先ほどもちよつ

と觸れたかと存じますが、選考というか、競争試験によらざる選考の途を設けておりますので、その方の運用で目的を達し得るものと考へております。○竹谷委員 職權及び俸給、職階制のやり方等について、ごうかりやすく簡単に御説明を願ひます。○達井政府委員 職階制と申しますのは、きつめて簡單な言葉をもつて申しますれば、一種の分業と申しましてよろしいかと存じます。從來わが國の官廳におきまして、事務官、技官、教官と申すような分業もあり、またおのずから仕事の内容と責任のきつめて重大なるものもあり、きつめて簡易なものもあるというふうになつておりましたけれども、たとへて申しますれば、これは大體帳簿をやつておつたようなもので、職階制はこれを簿記に改めて、きつめて精密にやるといふことに歸着するだらうと存じます。そこでまず基礎の目よりのものを御想像ください、ばよいのであります、縦の線は職種の線でございます。すなわち仕事の内容によりましてこれをきつめて精密に分析をいたします。それから横の線が等級の線と御承知ください、ばよいのでございまして、きつめて簡單な仕事の繰返しをやるものから順々に、その複雑と責任の度を増しましたものに、上の方に等級をつけてまいります。をういたしますと、横の線と縦の線が交りました基礎の目がこの職階制の基礎になり、分類となつてくるわけでありまして、この職階制がございすれば、すべての官職をこの基礎の目のいづれか一つに入れるというところになつております。この法案が官職の格付と申しておりますのは、これをさしたもので

ござい、ます。行政調査部におきましてすでにやりました方法は、一人々々の公務員に調査表というものを渡し、まして、これに自分かどういふ仕事を毎日やつてゐるかというのを精密に記入させまして、それを集めていただい、ま申しましたような分類をおる次第でございます。行政調査部におきましては、およそ三千人の公務員に對しまして、試験調査をやりました、その結果いろいろの官廳においてもこの職階制の實施ということが可能であるといふことを、確信いたしてゐる次第でございます。簡単に申しますればさうなことでござい、ます。○宮崎委員 お尋ねをいたそうと思ひました各項目はほとんど各委員によつて質疑されまして要旨を盡しておると思ひます。残つておりますきつめて事務的なことにつきまして簡単に御尋ねいたしたいと思ひます。たび／＼出てまいりました第五條の第五項と第六項の關係でござい、ますが、第五項に「政黨の役員であつた者」といふ字句が第六項に同一政黨に屬し」といふ字句があります、これは政黨の役員でなければ政黨に所屬しておつても差支えないという意味になります、でしょうか。一つ／＼お答え願ひ、ます。

○佐藤(達)政府委員 その通りでございます。政黨の役員でなければよろしいというところになります。○宮崎委員 次は第二十五條、これもたび／＼出たようでございます、人事主任官といふことでございます、人事主任官の地位もおそらく中立性を保たせることが適當だらうと考へ、ます。それでこの人事主任官の任免權なり、あるいは身分保障の點に若干の思ひをいたすべきではなからうかと考へております、その點について當局の御所見を承りたいと思ひ、ます。○佐藤(達)政府委員 この人事主任官に當ります役人は、結局この法律を通して採用になつた人であるわけでございます。その意味で身分關係あるいは採用の公正なる手續といふことは、すべてこの法律の適用を受けてそれを潜つてきた人間でございますから信頼に足るものであらうといううな考へでおるわけでございます。○宮崎委員 次は第二十八條の情勢適應の原則でござい、ますが、その第二行目に「國會の定める手續に従ひ」とござい、ますが、その國會の定める手續についての御腹案を承りたいと思ひ、ます。

○佐藤(達)政府委員 これはこの條文の明らかにしてありますように、社會一般の情勢に機動的に適應した給與等が行われなければならぬといふ役人の立場を保障した條文でござい、ます。そのために機動的にやるといふことになりますと、結局法律の委任といううななむずかしい問題になつてまい、ます。この場合にこの委任は、かりに給與法といふものができて一定の委任をするのであります、が、その委任をする場合には一定の條件をつけて適用にならぬやうな方法による委任をしなればならぬといふ趣旨をここに浮び上らせておるのでござい、ます。○宮崎委員 ただいまのところ御當局としての何か具體的の御腹案はござい、ませんでしょうか。明日十時から勞働委員會と財政及び金融委員會との合同審査になりますから、私も財政及び金融委員會の一人でござい、ますが、情勢適

應原則が話題の中心になると思いま
す。それで國會の定める手續というこ
との範圍、ちよつと御腹案がございま
したらお示しを願えれば結構だと思
います。

○佐藤(達)政府委員 この條文に關連
しての腹案は、正直に申しましてござ
いませんが、一般的にこういう場合を
想像して、われ／＼の頭で考えておる
ところを思いつきとして申し上げま
す。たとえば一つの條件として、先般
もこちらのごやつかいになつたと思
いますが、一つの處分をやるときに、常
任委員會なり常任委員會に對して、御
承認を求めるとか、御了解を求めると
いうようなことも一つの方法ではある
まいか。それに類するような事柄はな
おほかにも考え得ると思ひます。

○宮崎委員 ただいまの點は了承いた
しました。

次にこれも度々繰返されました私企
業からの隔離の問題であります。第百
二條が中心でございます。そこには
「私企業を営むことを目的とする會社
の他の團體の役員、顧問若しくは評
議員の職を兼ね、又は自ら當利企業を
営んではならない。」とございますが、
かようなことはもちろん禁止規定を設
くべきでありまして當然と存じます
が、實はこの運用につきましては、少
しく御考慮を拂つていただかなければ
ならぬのではないかと、各委員の
御質問のまに／＼考えたのでありま
す。かような名前を使うから禁止する
のだというよりも、事實は無名に
おきまして實際役員なり顧問あるいは
評議員以上の私企業に對する關與、参
畫をいたしておるのが現状でありま
す。そこに官僚の獨善であるとか横暴

であるとかいうような點が聞かれるわ
けであります。この點はむしろ禁止
規定よりも、禁止規定に現れないも
のを實際面につきまして十分考慮を願
うべきだと考えております。つきまし
ては百二條はあまりに禁止がはつきり
しておりますので、先に各委員からも
この點においていろいろお尋ねもあり
ましたが、退職後二箇年を置くという
ようなことの方が、あまりに公務員に
對しまして御窮屈で私は氣の毒だらう
と考えております。官職にありまざる
時の實際の弊害なき、國に對します奉
任者として義務を盡していただくこと
は強く望んでよいと存じます。退官
後におきましてはもつとこれを緩和し
たしまして、自由な面にその特長を生
かすことが適切ではなからうかと存じ
ます。前委員の腹案のありましたよう
に、退職後二年というふうなことに
いて相當御緩和を願いたいという希望
をもつております。もつとも自由黨と
いたしましては、政務調査會の議にも
かけて、本案の賛否あるいは修正につ
きましては意見の一致を見ております
が、ただいまはまだ質問中で討論をいた
しませんので、賛否はいずれとも申し
上げませんが、さうな意味でこの點
を一應御考慮を願つた方がよいじやな
いかと思ひます。それと私的企業の方
ち當利團體と非當利團體とを區別いた
しまして、非當利團體の方は許可をす
ることになつておりますが、これも禁
止するなら双方禁止し、許可なら双方
許可主義にした方が當つておると思
います。もつとも非當利團體の方がか
ような面から考えまして事實上弊害が
多いわけでありまして、當利企業の上
においてはさうな禁止規定がなくて

も、表面的にはほとんど現れない。
非當利企業の中にはお役人の方が顧問
とか評議員とかいう名前でもし／＼と
浸透していき、許可を與えられる、こ
ういうことになりますれば、ただかよ
うな條文は一種の空文に歸してしま
うというおそれが多分にあるわけであ
ります。この點につきまして御當局の御
再考を願いたいと存じます。何か教
えを受けます御意見がございましたらお
漏らし願ひます。

○佐藤(達)政府委員 お氣づきであ
うと存じますけれども、ただいまの百
二條の方でございしますが、この二年云
云の條文のすぐあとに「前二項の規定
は、人事院規則の定めるところによ
り、所屬の長の許可を得た場合には、
これを適用しない。」という規定がござ
いまして、當利企業の場合の一
應の形は、この許可という點において
は締結は同じことになつておりま
す。ただ先ほど來御説明いたしました
ように、當利企業の場合は事務の實態
から言つて法律の勢いがありますか
ら、勢いとしては強い勢いになつてお
るというのを御了承願ひます。

○竹山委員 長 おほかにもありません
か。――富田委員。

○富田委員 細かいこととござい
ますが、第三十八條の五に「日本國憲
法施行の日以後において、日本國憲法
又はその下に成立した政府を暴力で破
壞することを主張する政黨その他の團
體を結成し、又はこれに加入した者」
とあります。この團體を結成し、ある
いはまた加入した者であつて、もし脱
退した場合はどうなりますか。

○佐藤(達)政府委員 脱退した者も加
入した経歴をもつわけでありまして

ら、一應これにはいると思ひます。

○富田委員 その次に四十三條に、そ
の終りの方に「官職に就く能力を有し
ない者は、受驗することができない。」
とありますが、官職に就く能力を有し
ない者の認定はどうなんでありませ
うか。

○佐藤(達)政府委員 ただいま御指摘
のこれは、實は第三十八條に「官職に
就く能力を有しない」ということで、
一、二、三、四、五としておるわけ
であります。これを押えまして、こうい
う者は試験も受けることができないと
いうことを言つたものであります。

○富田委員 その次に、第五十六條の
採用の場合でございしますが、試験に
ける高點順の五人の中からこれをやる
ものとす。高點順の志望者は五人あ
つて、その五人の中から高點順に採用
なさるつもりですか。それともこの五
人にはいつておれば、あるいは抽籤な
り、選考なり、適宜その中から抜いて
いくことができるわけでありませうか。

○佐藤(達)政府委員 これは後に仰せ
になりましたように、五人の中から好
きな人を選んではよい――任免權者
が選ぶ範圍を五人に縮めておるわけ
であります。その中からどれでもよろし
いわけですね。

○富田委員 それから六十二條につ
いてお尋ねいたしますが、職員の給與の
とですが「その官職の職務と責任に應
じてこれをなす。」その職務と責任、こ
れは先ほどの御説明にもありましたよ
うに、職階制であります。その職
種と職階が定まつてしまつて、そうす
るとその職階なり職階に應じて給
與というものがきまつてまいります。
この場合には、その給與が機械的にな

りまして、さうしてその者を優遇する
場合には階を上げるよりほかに手がな
い、こういう結果にならうと思ひます
が、これは外國の例にもあつて、す
でに御承知のこととございまいしうが、
たとえば學校の教員にいたしまして
も、平教員として働かしておきま
す。きわめて善良な教員であるが、これを
首席教員にしたとか、あるいは校長に
したとかによつて非常に不適任な場合
がございします。その地位においてこれ
を優遇するといふことは、この公務員
法の初めにございしますきわめて能率的
なやり方と、私はさういふように考
へますが、その點をここに融通性はない
ものでございまいしうか。

○佐藤(達)政府委員 これは富田委員
仰せの通りの氣持をもつておるわけ
であります。ここに言葉として現れ
ましたところは、職務のむずかしく、
また責任の重いものには結局給與はよ
けいにく、職務がやさしくて責任の
軽いものには割合に給與は少なくて済む
といふようなことの精神をこれは言つ
ておるものでございします。この具體的
の給與の額をきめます場合におきまし
ては、先ほど關係部長から説明されま
したように、職階表によりまして官職の
分類がございまして、一つの基礎の目
のようなものがございましてあります。

その分類の結果でございまして一つの基礎
の目の中で、ずつと幅のある給與がま
たきまるわけでありまして。その幅のあ
る給與の額をきめます場合には、ほと
んど富田委員仰せのように、その地位
に止まつて十分なる給與が得られるよ
うに、さういふので、できているとい
うふうに私も考へております。

○富田委員 それからちよつと前にも

どりますが、この六條に、人事官は最高裁判所長官の面前において宣誓書に署名するといふことがございます。これはどういふことを宣誓なさるのか。それからまた最高裁判所の長官の前で宣誓するのは人事官だけでございまいやうか。

○佐藤(逋)政府委員 最高裁判所長官の前で宣誓をいたしますのは人事官だけでございまして、この宣誓という制度は實はわが國といしましては、昔は一部の職務にありましたが、今度初めて公務員法におきまして、人事官に對する關係と、一般の公務員が就職いたします場合にも宣誓といふことを要求しておるわけでありまして、ただ最高裁判所長官の前で宣誓いたしますのは人事官だけといふことにいたしております。その宣誓の内容は人事院規則で詳しく文書の形でございまして存じますが、要するに人事官の職責に顧みて、厳正公平にこれを施行するといふやうなことに重點がおかれて存じます。

○富田委員 最後の一つ。それは今から申し上げることもどうかと思ひますが、臨時人事委員會が十月一日から實施される。今日はすでに九月二十五日であります。政府の方のお見通しは、一體このやうな重大な國家公務員法といふものを今御提案になりまして、これが無修正で衆議院を通過し、そして參議院も通過し、十月一日に間に合ふ、もしもこのやうにお見通しでもつてこれを前進になつておるとすれば、まつたくこれは國會の審議權に對して輕くごらんになつておるのではないかと、このやうな氣持を私もはもちます。これは先ほど來はかの社會黨の委

員の方からお話がありまして、われわれ非常に傾聴しておりました。その中にはいわゆる人事院なるものに對して根本的な改正、あるいは修正を意圖されておるやうなことも承つております。このやうに國權の最高機關たる國會において、あのやうな根本的な修正と申しますか、改組と申しますか、理急的な修正も、改組も申しますか、時間的に短くして、これを審議せよ、明日は連合委員會だ、十月一日にはもうこれを實施するのだといふことで、私もこれはこの會議に臨みまして、一日も休まぬつもりで出ておりますが、このやうな押しつけがましいことをなさるということは、あなたに申し上げるのではありませんけれども、政府の當局が、このやうな重大な、國家公務員法案といふやうな重要な議案を御提出になりましたときに、われわれにもう少しゆとりのある、そして外國の制度等も十分研究でき、お互いに黨の内部においても練り合ひ、それから政府當局の方に御意見もゆつくりお伺いできるやうに、そのやうなことになるやうにと、われわれは國民の前に――そしてまたあの公務員を志願して、大學の門を出まして高文の試験を受けた者が、今度また公務員の試験を受けた者が、そのやうな若い人の前途に對して試験制度といふものが非常な力をもつておる。われわれは約四十年も教員をしておりますが、たつた一つの國家の試験制度といふものが、幼稚園にはいるにも、小學校の入学にも影響してまいります。かつて與謝野晶子さんは、今の時代でたれか本郷の誠之に入学を希望しない者があろうか、親としてたれ

か府立四中に入りたいと希望しない者があるか、たれか一高に入りたいと希望しない者があろうかと言つたが、高等學校は一高に入りたい。そして東京帝國大學を卒業させたいというのが親心である。現在の官吏の登用が公務員法によることになれば、天下の秀才はここに集まる。親心から言つていし子を一步こを通過してみたいと思ふ。この國家公務員法の中に盛りれておりますところの試験制度、あるいはこいつた條文といふものは、全日本の親心に影響します。教育者の教育方針に影響します。非常に私は及ぼす影響が大いと思ふ。單なる法律とか、官吏の服務規定をきめるのではない。官吏の服務規定なら勅令で出ております。もつと根本的なものをお考えになつて、もう少しゆとりのある方法をもつて御提案になりませんか、第一國會といふ名前にはついで、民主化といふ言葉はきれいだけれども、少しもその響きがあつてこないと思ふ。そのやうな點においてこれを今政府委員の方に申し上げてもむだかもしれませんけれども、影響のきわめて大きいといふこともお考えください。この法案の審議に對して極力お骨折しあらんことをお願い申し上げます。

○竹山委員 富田委員の御發言はきわめて委員會として重大に考えまわす。私もきわめて同感に存じます。その點については政府にも責任がありますが、どうか審議に對することは、あくまで國會の權威にかけて言ひべきこと、修正をすべきことは全力をあげて進みたいと思ふので、委員會としては御同様の氣持は十分もつておりますが、それだからといつて審議をなさ

ざりをするといふわけでは決してないのであつて、どうぞその點御承知置き願ひたいと思ひます。

○竹谷委員 ただいま富田委員から質問のあつた第三十八條の第五號に「政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し」とあります。が、暴力革命を主張するといふ判定は、どういふところでせられるのであるか。政黨の綱領にはつきり書いた場合であるのか、その他の潜在的な場合も含んでおるのか、これをお伺いします。

○佐藤(逋)政府委員 政黨の綱領にはつきり書いてあります場合はもとよりのことです。その政黨の實際の行動によつて、あたかも政黨の綱領に書いてあると同じやうなものと認められ得る場合もここに含むといふやうに考えております。

○竹谷委員 政府を暴力で破壊するといふことは、武力、腕力のみならず――いわゆる文字通りの暴力を意味するばかりでなく、大衆の壓力によつて政府を不當に顛覆するような場合も含んでおるのかどうか。

○佐藤(逋)政府委員 非合法な力によつてといふやうに御了解願ひたいと思ひます。

○竹谷委員 今私の言う場合も含んでおるわけですか。

○佐藤(逋)政府委員 そうです。

○富田委員 委員長にお尋ねしますが、先ほどからしきりに言われておる最重要法案を明日合同審査會へかけるといふことであるが、行政組織に關する事項を審議して態度を決定すべき決算委員會として、何らその政府原案に對する修正の態度をいかにするかとい

う態度を決定しないうちに、合同審査會に臨むといふことは、非常に残念に思ふのであります。しかしながら事すでにここに至つて、明日にそれを開くといふことになれば、これはまつたく猶豫のない現在でありますので、何らかここに具體的な緊急措置をとる必要がある。わけて午前中から私も特に強調して質問した事項の中に、臨時人事委員會の問題ですが、これがさしたるり諸調査などをするといふ暫定措置のやうな政府當局の御説明もあつて、非常には簡単に考えられておるやうであります。しかしながら附則二條にはつきりと、人事院の職權を行うといふことが規定されておるのであつて、もうりつぱに人事院の職權は、この臨時人事委員會でやられることになつておる。そのやうな臨時人事委員會の任命については實に慎重を期さなければならぬと思ひます。この慎重を期さなければならぬものが、十月一日から出發するといふことになりますと、これは政府當局に原案があるといふことでもありますが、實に差迫つてあまい模倣の中にこのことが進められるやうな氣がしてなりません。願わくば十月一日が十一月一日に延期されて實施されるやうな運びになりますれば、われわれはあまりにもこの中に多い人事院規則によりといふ、いささか封建的な規定を、もう少し民主化させて、この人事院規則をもつと狭めてもつとわれわれで審議して、もつと法文に表わしておいて、そして先ほど富田委員も言われたやうな、國民を納得させ、將來官吏にならうとする人たちに一應の希望を與えらう、審議に餘裕を與えたらと思ふのでありま

すが、この點について委員長のお氣持からどういふような措置がとられるであらうか、お尋ねするわけであります。

○竹山委員長 いただいた受田委員の御説はまことにごもつともでありま

す。明日連合審査會にかける前に、決算委員會としての考え方をまとめておいたということはまことにごもつともでありませんが、理事の方々と御相談をいたしましたのは、今までもそういうことがありましたが、決算委員會が付託を受けて全責任を負つておりますので、連合審査會にかけまして、他の委員會の意見を聴きますが、またもどつて、最後の決定は決算委員會においてなさなければならぬ筋合でありますから、なるべく他の委員會の別な立場での意見は早く聴いて、そうしていれべきものはいれ、それをいかに決定すべきかというのを重ねて、あらためて、また決算委員會の決定を願うことが、この際としては必要であらうという考え方で、明日連合審査會にかけることにお諮りをいたしましたような次第であります。決して當決算委員會の審議を早く終らせるといふ考え方で出發したのではないのでありますから、その點どうか御了承を願います。

明日他の委員會からの意見を十分聴いて、その上決算委員會がお話の通り審議決定のために餘日がないということであれば、もちろんこれは政府にあらためて交渉をせざるを得ないわけでありまして、やつてみた上でどういふ事實上間に合わないということであれば、これは明日でも明後日でも政府にそのことを申入れをし、委員會の趣旨を政府がいかにせられるかというこの最後の決定は、國會においてなすということは當然のことだと考えますので、一應審議の進行はさういふ順序で進めていきたい。かように考えておるわけでありまして、どうかさう御了承を願いたいと思ひます。

○片島委員 大體各委員からの意見は出たわけでありまして、この程度に於て政府委員の方が退場せられてから、委員だけで懇談會の形で大體の決算委員會としての意見を委員長の方で調整していただいたらよいのではないかと考えますが、いかがですか。

○竹山委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○竹山委員長 速記を始めて……。それでは今日の委員會はこの程度で散會をいたしたいと思ひますが、今日は早くから長時間の御審議をいただいたのであります。各委員とも審議をいたしていただければ、この問題は國民全體に影響するところきわめて重大であります。なか／＼時間的に非常な心配をもつわけであります。従つて委員會の最初に私から政府に申入れをいたしましたごとく、十月一日という附則の處置はいかに困難なことと推測をいたします。もちろん委員會としては最善の努力は拂いますが、一應政府としてもこの事態をよく検討されて、委員會に對して最善の處置を講ずるよう十分御考慮をいただきたいと思ひます。本日はこれにて散會をいたしまして、明日は十時から、さきにお諮りをいたしましたように、あらかじめ關係ある労働及び財政金融の委員會との連合審査會を開くことにいたしました。他の方面の委員會からの意見を十分取

入れまして、再び決算委員會にもどつて、最後の御審議をいただきたいと考えます。

本日はこれにて散會をいたします。
午後四時三十六分散會

昭和二十二年十一月十七日印刷

昭和二十二年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局